

平成27年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成27年9月9日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成27年9月9日 9時31分

1. 閉 議 平成27年9月9日 15時47分

1. 散 会 平成27年9月9日 15時47分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林 一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷 博 美
富田事務所長				
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	青 山 茂 樹	
総務課長	榎 本 崇 広	税 務 課 長	高 田 義 広	

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第3回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

3番、辻君の一般質問を許可します。辻君の質問は一問一答形式です。日置川地域の定住促進についての質問を許可します。

3番 辻君（登壇）

○3 番

皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。今、台風18号真ただ中でございますけれども、避難勧告等が出ているところがたくさんございます。膝の上ぐらいまで、先ほどテレビを見ていましたら冠水してございました。気をつけていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、せんだって近畿自動車道紀勢線、田辺インターからすさみインターまでの開通式が無事に終わりました。田辺、すさみ間についても30分近くの時間の短縮ということでございます。交通渋滞、また経済的にも観光客の増加にも役立ってくることかと思っております。それから、何よりも地域を支える命の道ということで、災害時の国道42号線の代替道路としても求められているところかと思っております。せんだって田辺のほうからすさみ、最終は江住のほうまでちょっと走りまわりましたが、白浜を越えますとトンネルが多くて、嫁が、「なかなか景色を見ることがないな」という一言でございました。景色はないんですけれども、時間の方が物すごく短縮されたということで、少しどころじゃないですね、もう大変便利になったということでございます。

それからまた、国体のほうも44年ぶりに開催ということで、前回の44年前は黒潮国体だったですか。14歳ぐらい、中学校のときでございますけれども、町民一丸となって大会を盛り上げていただけたらというふうに思っております。

さて、今回の質問事項につきましては、日置川地域の定住促進と、そしてまた町営住宅の施策についてということで、お伺いをしたいと思っております。

まず、日置川地域の定住促進について。それでは、日置川地域の定住促進の移住定住施策についての質問からさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

平成18年3月1日の旧白浜町と旧日置川町が合併したときの人口ですが、旧白浜町が1万9,805人と、そしてまた旧日置川町が4,654人ということで、計2万4,459人でした。合併してから9年半経過した今、平成27年9月1日の人口が、旧白浜町が1万8,837人と旧日置川町が3,590人の、計2万2,427人です。減少した人口は、旧白浜町が968人、旧日置川町が1,064人の、計2,032人となっております。

旧日置川町だけを見ましても、合併してから9年半、1,064人が減少しております。年平均にしますと、毎年112人と、112人の方が少なくなっております。少しでも過疎地域の人口減少をとめる和歌山県が行っている移住定住施策についてお聞きしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

和歌山県の移住定住施策があると思いますが、県の取り組みとともに白浜町としてはどういう取り組みをしているのかということについて、お伺いをいたします。

○議長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま辻議員から過疎地域の移住定住施策についてのご質問をいただきました。和歌山県の移住定住施策がございますけれども、白浜町としてはどういう取り組をしているのかというご質問でございます。

和歌山県が取り組んでいる移住定住施策に、白浜町としまして、和歌山県の移住定住施策と連携して、町全体ではなく、過疎地域に指定されております日置川地域を移住推進地域とし、日置川事務所内に移住相談窓口を設置して、県外から日置川地域へ移住したいという問い合わせがあった際に相談に応じているところであります。平成18年度から開始したこの取り組みでは、田舎暮らしを希望する方が日置川地域へ定住していただけるように、日置川地域の説明を初め、必要であれば、一緒に現地に赴き、各地区の案内等も行ってまいります。移住前のイメージと移住後の生活との間でギャップを生じさせないことが、長期間にわたりまして日置川で暮らしていただけることにつながると考えておりますので、移住を希望する方にも、時間をかけて情報収集をし、なるべく多く現地に足を運んでいただくことをお伝えしているところであります。

田舎暮らしを希望する方の住居としましては、地域内の空き家を活用させていただいております。空き家の募集に関しましては、毎年1回募集ビラを日置川地域の全世帯に回覧しており、情報提供を呼びかけております。また、物件の所有者や近隣の方から空き家についての相談を受けた際にも、移住施策についてご説明させていただき、空き家提供の意向を確認しているところであります。

以上が主な取り組みでございます。

○議長

3番 辻君（登壇）

○3番

先ほどの中で県の移住定住施策、これは白浜町全体でなく、日置川地域のみということによろしいでしょうか。その点について。

○議長

番外 町長 井澗君

○番外（町長）

そのとおりでございます。

○議長

3番 辻君（登壇）

○3番

次に行きたいと思います。過去3年間、移住相談件数、そちらのほうの移住件数のほうについてもお聞きしたいと思います。

○議長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外（日置川事務所長）

日置川事務所における過去3年間の田舎暮らしに関する相談件数は、電話での相談、また日置川事務所での相談を含めまして、平成24年度は13件、平成25年度も13件、平成

26年度は16件となっております。そのうちの移住件数ですが、平成24年度は0件、平成25年度は1世帯1人、平成26年度は1世帯2人となっております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

そしたら、相談件数としては、毎年、先ほど13件、13件、16件ということで、十数件があるんですけども、移住するとなると件数的には年間1件あるかなしということで、なかなか難しいのかなというふうに思います。

それでは、和歌山県では、移住推進に関して広報をしていると思いますけれども、白浜町では広報の仕方というのはどのようなものでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

白浜町の移住推進に関する広報については、和歌山県が毎年作成しております田舎暮らしに関する冊子に白浜町のページを設けていただき、日置川地域の紹介や相談窓口の情報を掲載しておるところでございます。今年度からの取り組みとしましては、和歌山県が主催する移住相談会への参加や、日置川地域を知っていただくための現地体験の開催等を、11月、1月、2月に予定しております。また、総務省が管理している各市町村の移住に関するホームページ、「全国移住ナビ」と言われるものがございますが、そこに白浜町のページを設けていただき、地域の概要等を紹介しているところがございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

今の答弁の中で、一応現地体験ということをお聞きしました。11月、1月、2月と予定されているということがございますけれども、どのような体験会をするのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

現地体験会としましては、空き家の視察、民泊体験や農業体験等の現地体験を予定しております。なお、費用につきましては、県が全額負担していただけます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

その後というのは未定だということで、1月、2月までということで一応よろしいでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

そうです。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

移住について県からの補助があると思います。そのあたりをお聞きしたいと思います。県費補助についてです。

○議長 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外（日置川事務所長）

移住をするに当たり県からの補助があるかというご質問ですが、それぞれに要項や基準はありますが、移住に関する補助金は6項目があると考えられます。1つ目は、空き家改修補助金ですが、移住者が空き家を改修する場合、改修費の3分の2を補助します。上限は80万円となっております。2つ目に和歌山県移住者起業補助金としまして、移住者が新しく事業を始める経費に対しまして補助がされます。これについては上限は100万円で、補助率は100%となっております。3つ目としましては、移住者農林水産就業補助金でございます。農林水産業に就業する際、補助されます。これも上限は50万円となっております。この補助につきましては、今年度のみの補助制度でございます。4つ目は、現地滞在費補助金ですが、これは現地にて移住に関する活動を行い、宿泊をする場合、宿泊費を補助するものでございます。これは2分の1の補助で、上限は1人につき2,500円でございます。5つ目としまして、和歌山県空き家流動化対策事業補助金ですが、通称空き家お片付け補助金と言われておりますが、移住者が空き家に住まれる際、空き家にある家財道具等の撤去費用が補助されるものでございます。補助率は100%で、上限は10万円となっております。最後の6つ目ですが、若年移住者暮らし奨励金ですが、これは事業目的としましては、県外から和歌山県内に移住する若年者に対しまして、経済的負担を伴う移住直後の不安を除き、円滑に定住できるよう、生活に必要な経費の一部を支援するものでございます。これについては10年以上事業実施地域に定住する意志がある20歳以上40歳未満の移住者に対しまして生活費が補助されます。これについて上限は250万円でございます。

なお、今申し上げました4つ目から6つ目につきましては、地方創生の交付金でございまして、今年度の申請件数を見ながら来年以降も延長するかどうか決めるということでございます。

○議長 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

先ほどの若年移住者の生活費の補助です。上限250万円ということでございますけれども、これはどのぐらいの期間補助していただけるのでしょうか。

○議長 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外（日置川事務所長）

この補助につきましては1回限りということでございます。今の1つ目から6つ目につきましては、それぞれ補助については1回限りでございます。

○議長 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

移住を希望する方に対して町営住宅を活用することはできるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

移住をする方が町営住宅に入居できるかどうかということのご質問でございますが、建設課の町営住宅の担当者に確認したところ、町営住宅の応募資格に該当するのであれば可能であるということでございます。しかし、今までの問い合わせの中では、町営住宅を希望するのではなく、一軒家で家庭菜園ができることを希望する方がほとんどであるというのが現状でございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

移住を希望する人の中に、町営住宅入居を希望する人は、今のところはないということで、今後、日置川事務所としてはその辺のことも踏まえて、移住定住促進について取り組んでいただきたいと思います。

次に町営住宅の施策のほうに移りたいと思いますけれども、現在、日置川地域の町営住宅の空き家が、空き室というんですか、多くなってきてございます。地方の人口が減少している中で、致し方ないということであると思いますけれども、町営住宅の行政における定住を促進するための施策について、1点お尋ねをいたします。

まず日置川地域の町営住宅の空き家の状況です。地域ごとにお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

町営住宅行政における定住促進施策についてのご質問いただきました。その中で議員ご指摘のとおり、日置川地域の町営住宅の空き室は年々増加しております。募集は定期的に行っているのですが、応募数が少ない状況が続いております。このような状況を歯どめをかけるべく、町としても何らかの施策を検討しているところでございますが、ご質問の日置川地域の地区ごとの町営住宅の空き状況ですが、まず日置地区で18戸中2戸、それから安宅地区で80戸中15戸、それから玉伝地区で7戸中2戸、市鹿野地区で10戸中5戸が空き室となっております。これらの数につきましては、政策空き家としているものの数については除いてございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

そうすると、日置川地域で空き家自体は115戸中24戸ということでございますけれども、この先ほどの政策空き家ですか、余り聞いたことないんですけれども、これはどういう意味なんでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

政策空き家と申しますのは、老朽化等によりまして補修するためには多額の費用を要することから、公営住宅を建てかえ、または用途廃止を行うため、新たな入居募集を控えて、政策的に空き家になっている状態の住宅のことでございます。

○議長

3番 辻君（登壇）

○3番

それでは、町営住宅の募集方法について、一旦お伺いいたします。

紀勢自動車道日置川インターチェンジが供用されて、田辺圏域との移動時間が短縮されることによって、日置川地域の町営住宅に町外からの転入が期待できます。また、空き家対策につながるかとも考えてございますが、町外の方への募集の広報はどのような形で行うのか、お聞きしたいと思っております。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

議員ご指摘のように、高速道路の開通で、今後、空き家が少なくなると、町のほうも期待しているところでございます。日置川地域の住宅については、以前から応募資格のほうで、町内在住、在勤の要件は付してないところでございます。そのため、町外の方も入居できるというふうになってございます。現在は、町の広報誌による町民への周知のみでございますが、町外の方に対しましても、今後、FMラジオや町のホームページ等で広く周知を行い、また定住促進施策を行っている関連部署とも連携をしながら、町外からの入居申し込みの増加に努めたいと考えてございます。

○議長

3番 辻君（登壇）

○3番

それでは、今までは町の広報誌の周知のみということで、これから町外の方にもFMまたはホームページ等で広く広報を周知したいということでよろしいでしょうか。再度。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

そのとおりでございます。

○議長

3番 辻君（登壇）

○3番

空き家を減らす手段として入居条件の緩和、そしてまた地域情勢に応じた家賃の設定が可能なかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。これは一番大事なところなので、再度もう一度聞かせていただきます。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

状況に応じた入居条件の緩和施策とございますか、このことにつきましては、今後検討していきたいと考えております。しかしながら、家賃につきましては、公営住宅法の家賃計算方法に基づき、現在も地域の利便性等に応じたものになってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

地域ならではの状況に応じた入居条件、施策としては今後検討を行うと。それで、地域の利便性に応じたという答弁でございました。

その地域の利便性というのは、どういうものでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

公営住宅法における家賃の算定でございますけれども、これは各地域、団地の利便性に応じた係数を乗じて計算することになってございます。その係数につきましては、町営住宅の利便性といいますか、例えば浴室やトイレの整備状況、また住宅の立地条件、それから所在地の土地の評価額とか、そういったものをいろいろなことを勘案した基礎によって算定されることになってございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

いろいろな算定方法があるということで、なかなか計算できませんけれども、今後、施策としては検討していただきたいというふうに思います。

その空き家になっている町営住宅の敷地の保全について、お聞きしたいと思います。

現在空き家となっている建物、町営住宅の建物あるいは敷地の維持管理について。例えば第三者の不法侵入であるとか、そしてまた雑木、草等の草刈りであるとかについての対策方法、そちらについてお答えいただければというふうに思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

空き住宅になっておりますところの維持管理につきましては、定期的に職員が見回りを行い、建物の破損がないか、また敷地内への不法投棄がないかなどを確認しまして、万が一異変があった場合は、その都度対応を行っているところでございます。また、敷地の草刈り等につきましては、年に1回程度ですが、職員、または非常に多くなっていた場合は業者への委託等で対応しているところでございます。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

今、草刈り等々については1回と答えられたんでしょうか、再度お聞きいたします。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
現在のところ年1回程度になってございます。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
私は自分の家の周りを草刈りするのでも年に最低でも10回以上はやりますけれども、1回でそれでちゃんとできるんでしょうか。その辺もう一度。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
議員がおっしゃるとおりであると思います。回数についてもまたふやしていくよう検討したいと思います。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
安宅地区の空き家住宅の状況について、お聞きしたいと思います。先ほどの回答の中で、安宅地区の町営住宅の空き室が多いようでございます。住宅の種類とその内訳について、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
安宅地区の空き室につきましては、15戸のうち、公営住宅では安宅第1団地で3戸、それから安宅第2団地のほうで3戸が空き室になっております。また、改良住宅のほうで9戸が空き室となっております。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
空き室が計15戸ということで、よろしいですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
はい。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
改良住宅の空き室の割合が高いようでございます。このことについては、せんだって安宅区長から要望書が平成27年7月7日に出てございます。提出になって要望書にもございませぬけれども、安宅区内の町営住宅については、昭和53年度に同和対策事業特別措置法の期

限延長を機会に、小集落の地区改良事業を主体とする地区総合整備事業を計画されまして、安宅地区の大事業として5年をかけて実施したものでございますけれども、改良住宅の空き家対策について、町としてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

現在安宅地区の町営住宅は、安宅第1団地及び第2団地のほうから優先して募集を行っているところでございます。これは住まれている方が退去後、次の募集をする前に修繕工事を行いますけれども、今言った2つの建物は比較的新しいことから、補修工事が安価にて行えることがあります。

しかしながら、改良住宅のほうにつきましては築40年以上経過しているということで、経年劣化等により修繕費用が非常に高くなってくる、かさんでくるということで、また今現在でも募集しても、第1、第2、双方合わせた応募者数が少ないため、改良住宅の募集は今のところ見送ってきたという経過がございます。

それによって、今後の応募状況や需要に応じて募集の検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

改良住宅より第1、第2を進めているということによろしいのでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

はい。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

改良住宅はもう40年ほどたっているんですか。改良住宅の入居者から払い下げの要望があった場合、それらについて対応はできるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

現在のところ払い下げの要望は聞いていないところでございます。

しかしながら、払い下げを行うためには国の承認が必要となるため、もし入居者から要望があるようでしたら、条件などについて協議をさせていただき、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番

そしたら国の承認があれば町としても対応するというところで、よろしいのでしょうか。再

度お聞きします。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
そのようにさせていただきたいと思います。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
その場合、払い下げは個々でも可能なのか。一軒一軒で可能なのかということですが、それか全体のものでなければならないのかということで、お聞きしたいと思います。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
以前は、国で定めた要領におきまして、全戸の入居者が譲り受けを希望しているということが譲渡の条件となっておりました。しかしながら、現在は緩和されておまして、個々での対応が可能となっておりますが、ほかの自治体の事例などを聞いている中で、住宅の状況によってはさまざまなケースがございますので、譲渡に必要な条件について、その都度協議させていただきたいと考えております。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
これまでは全戸であったけれども、今後は個人での個々での対応は可能だということで、よろしいでしょうか。再度お聞きいたします。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
そのとおりです。

○議 長
3番 辻君（登壇）

○3 番
安宅第1団地と第2団地との共益費がございます。その使い方をお聞きいたします。

空き家が多くなると、その分の負担というのがあるかと思っておりますので、1戸当たりの負担金が多くなると思います。その対応等についてお伺いいたします。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）
共益費は各団地内の自治会のほうで徴収から管理までを行っております、町のほうは直接かかわってはいませんが、共益費の用途としましては、廊下、それから駐車場などの共用部分の照明の電気代、それから合併浄化槽の維持管理費に用いられております。また、空き室に対する対応で、空き室がふえてくると入居者の個々の負担金が多くなるということで

ございますけれども、確かにそうなってきますので、町のほうも空き室に対する対応としまして、今後とも募集方法を工夫することで、新規の入居者をふやしていったって、入居者の現在入っておられる方の負担をできるだけ減らすように考えていきたいと考えております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

用途として電気代とか合併浄化槽というところですね。

共益費の入居者への負担を減らすには、新規の入居者をふやす以外にないということによろしいのでしょうか。共益費の入居者の負担を減らすためには、新規の入居者をふやす以外にないということによろしいのでしょうかね。再度。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

共益費といいますか、多分維持管理費ということになってきますので、いろいろと古くなってくれば、それだけ費用もかさんでくると思います。自治会といいますか自分たちでいろいろと考えていただいているところでございますけれども、まずは空き室を減らして入居者の方が割る分母を大きくするといいますか、それが一番になってくると思いますので、そういった入居者をふやすための方策を今後考えていきたいと思っております。

○議 長

3番 辻君（登壇）

○3 番

日置川地域の定住促進について、過疎地域の移住定住施策と町営住宅の施策の質問を今回させていただきました。県が取り組んでいる移住定住施策には、白浜町としても県外の人を移住定住してもらえるように、できるだけ協力をして、少しでも過疎化をおくらせていってもらえたらと思っております。

また、町営住宅につきましても、紀勢自動車道が日置川にもインターチェンジができて、田辺方面への通勤時間も短くなってございます。1時間のところ30分ですか、生活圏内でございます。これから町外の人へも積極的に、白浜町ならではの、あるいは日置川の魅力のある広報活動というのをしっかりとさせていただきたいと。空き家解消に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

今回は安宅の公営住宅の第2団地の退去者、去年の12月からことしの6月にかけて、4名の方が退去されてございます。それから、退去の予定者ということで2名ほど伺ってございます。そのことについては、区の要望の中にございますけれども、どうしてもこれ以上減らすわけにはいかないということの中で、今回、少し触れさせていただいたんです。家賃が上がってくる。6万円、7万円になってくると、なかなか生活ができない。生活というか、それだけの報酬があるからではあるのしょうけれども、いろいろと地域性のことも考え、それに応じた対応、また施策等をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。どうしても食いとめたいという気持ちでいっぱいでございますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

以上、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議 長

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 15 分 再開 10 時 25 分)

○議 長

再開します。

1 番、溝口君の一般質問を許可します。溝口君の質問は一問一答形式です。指定管理者制度の運用についての質問を許可します。

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

1 番、溝口であります。通告に従いまして9月議会の一般質問を進めてまいりたいと思います。2日ほど前に歯が痛くなりまして、歯を抜きましら歯茎が腫れてきていまして、普段よりも少し鋭さがないような一般質問になろうかと思えますけれども、その点につきましてご容赦のほどお願いしたいと思えます。

それでまた、今回は、さきの6月議会で一般質問のときに、時間の関係上一般質問できなかった事項を、そしてまた6月議会の質問の後、町当局がその質問につきましての新たな方針といいますか、そういったことなどが示されたかどうか、その点について聞いてまいりたいと思えますから、6月議会の補完のそういった意味での質問でありますので、ある程度さらさらと、そういった質問になろうかと思えますけれども、町当局も質問に対して答弁のほう、簡潔な答弁をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

それでは、早速質問に入ってまいります。

先ほど言いましたように、さきの6月議会では、白浜町の公の施設の指定管理者条例についての趣旨または目的は何であるのか。質問の答弁で、町長は住民の福祉を増進する目的をもって、そしてその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことであり、そしてまた町の責務としては、指定管理者制度を活用することにより、住民福祉の向上、そしてまた地域の振興及びその活性化につなげることであり、答弁をされておりました。そしてまた、今回の一般質問の通告書の質問の要旨と、今回は各施設の去年度の事業報告を受けて、現状や課題等は把握しているのかと。と、こういうふうな質問をしますと通告をしているわけではありますが、先ほど言いましたように6月議会で一般質問しました指定管理者制度の趣旨または目的、そしてまた町の責務は何であるのかと、そのことについて先ほどの町長の答弁も少し披露させていただきました。

そしたら、今回、6月議会の後を受けていろいろな各質問をしました4施設における事業報告書等が町当局において、もう報告があったと思えますけれども、そのことを見まして、先ほど言いました条例の設立の趣旨、そしてまた目的、また町の責務は十分果たされているかどうか。ひとつ去年度の事業報告書だけを受けて、そういった全般的といいますか、これといった内容ではないかと思えますけれども、去年度の事業報告書を受けて、今言いましたように、趣旨、目的、また町の責務は十分果たされているかどうか、その点について最初にお聞きしたいと思います。町長の答弁を求めます。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

議員からは前回の定例会に引き続き、指定管理者制度の運用についてのご質問いただきました。

指定管理の条例の趣旨と目的、それに対する町の責務は十分果たされているかということですが、指定管理者制度は、公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とした制度でございます。当町におきましても、当然、その趣旨と目的において運用されるべきであり、それを円滑に運用することが、町の責務であると考えております。それが十分に果たされているかという点につきましては、いろいろな視点がございしますが、施設あるいは館を維持していくという点においては一定の役割は果たされているというふうに考えてございます。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

今の町長の答弁では、去年度だけのそういった収支報告書をもとにしての答弁でありましたけれども、その中で一定の役割は果たされていると。一定でありますから十分ではないというように判断をするわけでありまして、もう少しそれでは、町長なりの考え方をお聞きしてみたいと思っておりますけれども、一定の役割を果たされている。そしてまた、果たされていない部分として、町長としてはどういったものがあるかなど、そしてまたそれについての改善策といいますか、そういったことについて町長なりの考え方がありましたら、いま一度そういった考え方について聞いてみたいと思っておりますけれども、どうですか、町長。

○議長

番外 町長 井澗君

○番外（町長）

公の施設といいますのは白浜町の中にも多々ございまして、指定管理をしているところは幾つかございます。その中で、それぞれの施設がそれぞれの目的とそれから趣旨にのっとり、協定書なりを交わしまして運営をしておりますので、その中でのこれからの役割といいますかその責務というのは、町として、十分にこれからも施設の協議をしながら進めていくべきものだというふうに考えてございます。ですから町の責務は、その指定管理者との関係の中でやはり責務を果たしていくべきだということで、一定の役割というのは、その中で今現在、町は担っているということでございます。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

最初では、指定管理者制度のそういった趣旨、目的でありますから、今、町長がおっしゃいましたように、白浜町にはもう無数の指定管理をされている物件がございまして、

それでは1つ、今回6月議会において、9月議会でも表題にあげております、こういった4施設の指定管理者制度を活用しております。日置のリヴァージュにおきましては、これは

公募であります。あとの日置の海来館、そして椿はなの湯、フィッシャーマンズワープ白浜ですか、これについては公募によらない、そういった指定管理者制度を用いて事業をしております。

絞りまして、この4施設においてそういった町の責務は十分とは言いません、責務は果たされているか。そしてまた、条例、設立の趣旨、目的はどうなっているか、この4施設について絞った考え方が町長なりにあるのでありましたら、ちょっとお聞かせを願いたいと思いますけれども、その点どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほど申し上げたようにこの4施設についての責務ということでございますけれども、それぞれの指定管理の中身、内容がやはり異なりますので、それぞれの指定管理のあり方、そしてまた現状については、町としまして対象の該当の施設と、今までも協定書について、あるいは運営についても協議をしております。その中でそれぞれの経営状況、いろいろな運営状況がございますけれども、町としましてもその中で一定の役割を果たしてきていると、責任を果たしているというふうに考えてございます。

○議 長

1番 溝口君(登壇)

○1 番

私はもう少しまた一定に果たされていない部分はどういったものがあるかなと、そういった部分を、また町長なりの考え方がありましたらその点についても聞いてみたいと思ったのでありますけれども、このことばかりをしてもですので、話を先に持ってまいりたいと思います。

それでは次に、4施設について聞いてまいりますけれども、この4施設の各施設の協定書に、さきの6月議会でも協定書の内容にばらつきがあるんじゃないかと。先の議会ですういった指摘をしました。そしてまた、その答弁では、担当課の総務課長から、今後、共通できる、そういったところは見直しをして、ある程度簡素化していきたいと、そういった答弁がありましたけれども、またさきの6月議会が終わってからまだほんの2カ月ちょっとしかたっておりませんけれども、そういった答弁でありましたので、その後、6月議会後、各協定書についての共通なそういった考え方において、見直しするところはこういうような形とか、6月議会の対応については何か動きがあったのかなと聞いてみたいとは思いますが、そのことについてはどうでありますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

溝口議員のご指摘を受けまして、早速担当課において検討するよう、指示いたしました。その状況につきましては、担当課長、総務課長から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

6月議会で、議員ご指摘のように、私もその施設ごとの協定書、そうしたものを見させていただきました。6月議会で議員ご指摘のように、1つずつ見ればわかる部分もあるんですけども、1つに並べて比べてみると、それぞれわかりにくい部分といたしますか、比較しにくい部分が生じてきているという部分につきまして、私も議員ご指摘のそのとおりだなと思いついて、早速担当である管財係のほうに、全国的にもやはりマニュアルといたしますか統一した、こういう項目については1番目に書いて、2番目に書いてというような形で、1つのものを並べたら大体同じところに同じ項目で、中身は違ったとしても、書かれておるといふ形になっています。ただ指定管理制度につきましては、市町村に委ねられておりますので、全国的にも完全な同じような形になっているかということと市町村によってばらつきがありますので、白浜町にとってどういう形のものがあるのかということ、現在担当のほうでいろいろな情報を集めて、ある程度のものでできた段階で、指定管理を携わっている担当課を集めて、町のほうのマニュアルといたしますか要綱的なものを策定していこうではないかということと取り組みを進めてございます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農林水産課としましては4つのうち3つの施設、それからリヴァージュのほうにつきましても私は前任でちょっと携わっていたことがございますので、日置川事務所とその辺連携させていただきながら、その4つの施設の協定書の比較を行ってございます。

それで私のところの海来館、フィッシャーマンズワープ白浜につきましては、来年末、平成28年の4月にこれが更新になりますので、その内容につきまして近く総務課とすり合わせをさせていただく予定としてございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、総務課長と農林水産課長が答弁をしてくれましたけれども、各施設におきまして、当然、内容とその事業は施設ごとに違うわけでありますから、本当に統一したそういった協定書というのはなかなか難しいであろうと思っておりますけれども、その中でも基本的なことについてはやはり統一しておくほうが、これから今後どういった指定管理者制度を使ったそういった施設ができるかもわかりませんが、やはりそういった協定書につきましては中身を十分吟味というか簡素化をして、なおかつその中身の本質をある程度統一できるところはやっておくほうが、町にとっても後でいいのではないかと、そのように考えるところであります。そういった対応につきましては、すぐというわけにはいかないかと思っておりますけれども、今、答弁を聞いておりましたら、幾つかの施設は来年度の3月末で更新時期を迎えると。ですからそれに合わせましたら、あとこれから半年少しはあるわけでありますから、そのことをその半年先に向けてそういった形で取り組んでもらえればと、そのように思います。

それでは、これから各施設について個別に質問をしてまいりたいと思います。

最初に日置のリヴァージュ・スパひきがわについてでありますけれども、6月議会のときにも時間があればと思っていたんですけども、時間の都合上質問できなかったのでありますけれども、去年度、平成26年度の1年間の収支状況はどうだったのであろうかと、その

ことについて聞きたいと思えますけれども、このことについてはどうでありますか。収支状況はどうだったんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

リヴァージュ・スパひきがわの収支状況でございますが、ここ2年ほどは多少の黒字でございましたが、昨年につきましてはテニスコート改修に伴います合宿等の宿泊客の減少、また、光熱水費の高騰により、若干の赤字となっております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そういった部分で若干の赤字であったと。そのように今答弁いただきました。後でまた再度質問をさせていただきたいと思えますけれども、それについての要因については、私と数年前にも重油等の高騰においてこれ以上経営的には成り立たないので、償還金の繰り延べもありました。そういったことと、ちょうどテニス合宿等の少なくなったものが原因であろうと、今はそういった答弁でありました。後でまた一括で質問をしてまいります。

それでは次に、同じ日置にあります海来館について少し聞いておきたいと思えますけれども、この海来館につきましては、建設当時、旧日置川町時代だと思えますけれども、当時そういった水産関係といいますか、漁業関係のそういった補助金の充当があったと、そういうように聞いておりますけれども、少し古い話になって申しわけないなと思うのでありますけれども、当時のそういった補助金の名目といいますか、どういった内容の補助金であったのかを聞いていきたい、少し聞いてみたいと思えますけれども、その当時の内容はどんなものだったんですか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

海来館につきましては、農林水産省所管の新沿岸漁業構造改善事業、その中のしおさいの村・21モデル事業、これを活用いたしまして平成7年に建設してございます。その内容につきましては、自然的、社会的条件が特に厳しい漁村地域を対象として、地域の活力向上のため漁業生産基盤の整備、漁村の環境条件の改善、地域の地域資源の活用による都市等との交流促進及び地域の活性化を図るための活動等に関する事業を実施することに対しましての補助ということでございます。

それでこの施設でございますが、2,700万円の国庫補助金をいただいております。全体の事業費が約1億円の中の2,700万円程度国庫補助金をいただきまして、県費補助が800万円、過疎債が5,500万円、残りが一般財源ということでございます。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、答弁をいただきました。当時平成7年にそういった補助金が2,700万円ほどであ

ったと。そういった形の事業でありますけれども、こう言うは何ですけれども、ああいった規模の小さい中で、市江の振興策といった面にもなっていますでしょうし、一部分若干どうかと思うんですけれども、漁業振興も兼ねてというような形ではありますけれども、あちらの詳しい運営形態というのは、さきの6月議会でも言いましたけれども、少し見えないところがあると。さきの6月議会の答弁では、市江の婦人部の方が経営をされていらっしゃるみたいな、それもお一人でされているのか、婦人部の何名かとやられているのかと、そういった形についても質問をしたいと思ったんですけれども、時間がなかったので今回聞いてみたいと思います。

現状、さきの6月議会の答弁では、日置の市江の婦人部の方と。これは婦人部の数名の方でやられていらっしゃるのか、そこら辺の運営形態を少し話せるのでありましたら、少し教えていただきたいと思うのでありますけれども、その点についてはどうでありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

市江の婦人部の方がやっているということでは、お話は聞いてございますが、実際に何名の方がそこに従事していらっしゃるのかという確認はいたしておりません。ただ何人かの方があそこで従事をいただいておりますので、その中には何人かの方がおられるのかなと思っておりますけれども、その辺につきましては十分確認はしてございません。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これの大もとの指定管理者は今現在の和歌山南漁業協同組合であります。その下の中で運営がされているわけですが、今の農林水産課長の答弁で、詳細については把握ができていないと。そうでありますけれども、本当に把握できてないんですか。もう一度聞きたいと思えます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

何人かとか、その辺の人数までは把握はできてございません。あくまで漁協さんがやっていただけるという中の組織の中の話だということでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

ここに1つ、後で言いますけれども、例えば同じ和歌山南漁協が指定管理を受けて、白浜の湯崎地区でフィッシャーマンズワープ白浜、これは漁業関係者、正組合員、準組合員の方々がフィッシャーマンズワープ白浜と、そういった法人をつくって、株式会社をつくって運営をしている。ですから会社膳本をあげましたらどういった方々が主になった構成メンバーでやられているかというのがはっきりとわかるわけではありますけれども、指定管理者制度で大もとの和歌山南が受けているから、後の詳細については町として把握はしていないと。あくまで和歌山南に運営委託をまかせているから、あとについてはちょっとわからなくてもいい

というふうな、そういうふうな町の考え方に聞こえるわけですが、そういったことであるのでありましたら、私は少しおかしいかなと。あくまで大もとはそういった漁業組合でありまして、実際運営をされている形態はどのようになっているか、その点についてもやはり町として把握すべきではないのかと思うわけでありまして、その点につきましては町長どのようにお考えですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の細かな点につきましては、これまでもそういったことで運営がされてきているところで、私どももそこまで入って行ってなかった部分もございます。ただ、今年度、やはり指定管理の更新をするに当たっては、当然、その辺の部分については十分お話を聞いた上で、それで協定書の中身、それから法的な部分も問題がないか、そういったものも、私は今度の担当になりますので、十分把握した上で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これは私は仄聞をした話で少し恐縮なのでありますけれども、日置の市江の婦人部の数名の方ではなくして、あるお一人の方がやられて、そこに旦那さんも違う業種からそういった漁業の道に進まれて、そしてまたその子どもさんもそういった形の事業に入って、言いましたら家内工業でやられていると、そのように聞いておるわけでありまして。

それはそれでいいのであろうかと思うんですけれども、そしていま先ほど和歌山南が受けているから、実際の運営の詳細についてはちょっとわからないと。これも以前お話を聞いた話で恐縮ですが、そういった会計報告書について不適切な部分があったのだろうかと思っておりますけれども、以前にこちら管轄の税務署等も入っていろいろ調査をされたと、そのようなことも聞いておるわけでありまして。ですから町のそういった体制、チェック等の甘さが、もし私が今言いましたように、以前であります、税務署等が入ってそういった修正申告をされたのかどうかその細部までは私は存じ上げておりませんが、もしそのことが事実であるのでありましたら、やはり町としての責務を果たされてなかったのではないのかと、そういうふうに思うわけでありまして、そういったことについてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あくまで税務署が入ったか入ってないかというのは、私どもは確認できてございませんし、この場では過程の話ということになるかと思いますが、当然、そのような事態が起こらないようにするというのも、これも町の責務であると思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

このことにつきましては、以前にさかのぼる話でありますけれども、一度確認をとって

ただきたい。もし今そういった仄聞をした話をこういった場でするのもちょっと不謹慎であろうかと思うんですけども、もしそういった内容がそのとおりであるのであれば、やはり町としてのそういった指定管理者制度にのっとったチェック体制というのか体制にもやはり不備な点があるのではないのかなと、そのことを指摘したいと思います。

それでは、先に参ります。

次に、今度は協定書の内容について少し質問をしてみたいです。さきの6月議会でも質問をしましたが、いろいろな各協定書の第18条での管理業務の再委託の、そういった項目があります。案件によれば、この4つの施設におきましてそういった管理業務は一切再委託はだめであると。そういった施設もあるわけでありまして、この管理業務の一部をほかに委託し、または請け負わせることができると、そういった内容になっている施設の協定書がございます。これはこちらの、今、質問をしています日置の海来館の協定書の中身でありますけれども、6月議会でも言いましたけれども、これにつきましては和歌山南漁業協同組合が指定管理を受けているわけです。

片やフィッシャーマンズワープも指定を受けているのですが、和歌山南漁業協同組合であります。フィッシャーマンズワープにおきましては、一部のそういった再委託もだめであると。これは補助金等のそういった名目、補助金等の性質にもよるかと思うんですけども、日置の海来館におきましては、一部を再委託してもよいと。

それで答弁では、清掃とか警備なり簡単な業務は事務効率を図るということで、そういったことは認められるのではないかと思うと、そういった答弁でありました。しかし私は思うのでありますけれども、指定管理を受けた本来の事業については、私は一部の再委託もだめではないのかなと、そのように私は判断をするわけですけれども、その点については町の考え方はどうでありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理制度を活用する目的は、先ほども町長が申し上げましたように、公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることでございまして、要は行政が直接管理するよりも、民間に管理を行っていくほうが住民サービスの向上や経費の節減につながるということが肝要であると考えてございます。

したがって、管理業務の全部を再委託、これは指定管理の趣旨からいいますと逸脱いたしますので、それはだめということになると思いますが、その再委託が館の管理をより効率的に行われるものであるならば、その一部を委託することにつきましては、特段の問題はないというふうに理解してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今の趣旨はよくわかるわけでありまして、そうしましたら私がこれから言いますことがあったらちょっとおかしいのではないかなと思うんです。それでありましたら、本業の一部を再委託して、普通こういったことは、言いましたらまた貸しに当たるかと思うんですけ

れども、それでまた貸しをしてそこで利益が出ると。ずっと当然貸すわけでありますから。そのことにもしなりましたら、本来の制度の趣旨から少しはずれてくるのではないのかなど。ある部分について、一部分でありますけれども再委託をして、当然、再委託者からはそういった家賃といいますか費用をもらうわけですね。本来の指定管理者は自分の手でやらずに一部分を再委託、一般的にはまた貸しですね。また貸しを、そんな高額ではないにしろ、そういった利益を計上して、安易にまた貸しをして、それで事務効率化であるとか管理費用の圧縮とか、そういうふうな名目はそれで果たされるのであろうかとは思いますが、その片方はそういった形で利益も簡単にあがってくると。金額の大小は問わず、利益もあがってくるとなりましたら、本来の指定管理者制度のそういった趣旨、目的からは少し逸脱するのではないのかなど、私は判断をするわけでありますが、そういった考え方は成り立ちませんか。私が今言ったことは。この点についてはどうでありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、委託を受けた先が利益を得る、これは当然のことかと思えます。ただ、そのことの利益が、余りにも法外なもので、これはなるほどおかしいなど。本来の目的が経費の節減、こういったものもございますから、当然、そこで法外なものが向こうが利益を上げるということになりましたら、町がやったほうが得になるのではないかというふうなことがございます。

ただそれがやはり一定のもので、範疇におさまるもの、それで当然入っていただいた委託を受けたところが頑張って利益を上げていただくと、それは本来の指定管理のあるべき姿かと思えますので、そういったことでは、本来の業務であろうとなかろうと、その辺は問題ないかなと思っています。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それでは、先に参ります。先ほど建設当時のこちらの日置の海来館の建設当時の補助金のそういった内容、性格を聞いたところでありますが、これは仮定の話でまことに申しわけないことがあります。今、実際そういった施設を運営されていらっしゃる方が、さまざまな事情で、来年の3月末が更新時期ということでありまして、もうぼちぼち運営をやめたいと、そういった形で経常的な形の、利益も上がらないしもう運営をやめたいと。当然、この日置の海来館につきましては、指定管理者が和歌山南漁業協同組合でありますから、この本部の漁業協同組合に、もう運営は私ところは今期でやめたいと、そういった申し出をして、それでまた和歌山南漁業協同組合も、これはもう致し方ないという形で、ほかの組合員さんに引き続きどうであるかと、そういった施設運営者を探したが、希望者がいなかった場合に、これはもう後に残されたのは、白浜町で町営でやるか、はたまた前の日置のリヴァージュ・スパさんのように一般公募で指定管理者をそういった形で公募してすると、こうした2つの道になるかと思うんです。

先ほどこの日置の海来館さんについての補助金のそういった名目等を聞きましたけれども、もし今そういった事態になった場合に、補助金等の名目で支障なく一般公募で指定管理者を

指定することができるのか。または、やはり補助金の性質上、一般公募をすることは難しいか、その点について調べられてありましたら少し教えてもらいたいと思いますが、その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうにつきましては、現行と同じ目的、同じ使い方で指定管理ということでありましたら、これは漁協さんにこだわらず、一般公募で指定管理を指定するというのも可能でございます。それで、今の館のほう、これは県の担当のほうにも確認をしたんですが、1階部分はこれはもう補助金のほうでやってございますので、これを変更して、例えば用途を変えてというのはちょっとつらいですよと、今のままでしたら。ただ2階のところにつきましては、これはもう用途を変えてやっていただいて、その辺は町のほうで施設整備している部分なので、そこは問題ないですよというお返事をいただいております。

それから、例えばこれは私どもは交通量も非常に減ってきた、それからお客さんのほうも減ってきていますので、館のあり方自体も当然視野に入れて今後考えていく必要がありますので、館の目的自体、施設の目的自体を変えることについてはどうなというふうなことになるんです。これは建設当初、これでもございましたら補助事業による財産の処分上の縛りがございます。当然、目的を変えるというのは非常に難しいということになるんですが、これも平成20年に国のほうの補助金の考え方が変えられまして、建設後10年以上経過しているということでもございましたら、当然、あそこはもう20年近くになりますので、一定の手続を経た上で、一定の手続は、町がもって住民福祉のために使うということだったら、ほとんど届け出だけで処分ができるというふうな話も聞いているんですが、これで用途を変更してさらに広い範囲で一般公募すると、このような取り扱いも可能であるというふうに確認してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そういった補助金等の縛りはもう10年以上経過しているのであればいけると、そのような答弁であったと思います。それからこのことについても日置の海来館さんについても聞きたいと思いますが、それでは昨年海来館さんの収支状況の報告等があったと思いますが、日置の海来館の昨年の収支状況はどうであったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

昨年度につきまして、若干の赤字が出てございますが、高速道路の開通、これによりましてこれまで国道により日置川地域を通過していた遠来者が、高速道路を利用することにより素通りとなっている、この状態がもう既におこっております。今年度はさらに厳しい状況になるというふうな懸念がされているところでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

こちらの海来館さんにつきましても、昨年度は若干の赤字であると。先ほど最初に聞きました、日置のリヴァージュ・スパさんも少しの赤字であったということでもあります。

それでは次に椿のはなの湯さんについて少し、ほんの少しでありますけれども、聞いてみたいと思います。

椿のはなの湯さん、地元の財産区の方々において、土地、それでまた泉源等もそういった方が所有をしてもらいまして、そういった中でかなり経費を削減される中で頑張っておられると。聞いていましたら若干の黒字であったと、そのように聞いておるわけであります。この椿のはなの湯さんの昨年の収支状況、この点についても私が聞いていましたように、少しばかりであったようでありますけれども、黒字経営だったのかどうか、その点どうですか、教えてもらえますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おっしゃるとおり若干の黒字ということで頑張っていたいただいております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

はなの湯さんにつきまして若干の黒字であると。今のままの感じで推移してもらえればと、そうした願いであります。

しかし先ほど所長の答弁の中にありましたように、高速道路の南進化が進みました。こうした形で道路整備をされるということにつきましては、防災対策上も含めて大変我々住民にとっては喜ばしいことではありますけれども、また一方、マイナスの部分といたしましうかそういった部分も既に顕著に出てきてまいっております。さきの富田地区までの白浜インターまでのそういった開通をした中で、私の地元であります北富田の庄川地区にありましては、1つの給油所が、給油所のタンクの更新時期に当たりまして、それについては数百万円のお金が必要と。それでもう近い将来というかあと1カ月後には、いよいよ白浜まで高速道路が開通をすると。今まででありましたら、県外のお客さんも給油をしていただいて、何とか経営も成り立ってきていたのでありますけれども、この先そういったタンクの改修費用に数百万円のお金を投入してまで、先の事業展開がこれだったら見えないという形で、7月いっぱいをもって給油所を閉鎖いたしました。片やまた、同じ十九淵にある国道のそういったコンビニエンスストア、こちらのコンビニエンスストアにおきましては和歌山県一の売り上げであったと。富田まで開通した途端に、ここ1カ月では売り上げがほぼ半減ぐらいはしたと、4割5割分は減ったと、そういった負の遺産も出てまいります。それでまた、せんだって、すさみまで開通をいたしました。同じまた日置地区の、これは聞いた話であります、日置のある地区の、ある石油スタンドもどうやら閉めるみたいであると。これは同じ給油所のそういった業界の方に聞いた話であります。

そういった道が延びることによって、地域のそういった交通利便、防災面については物すごい進歩するのであります、地元経済にも負の遺産と、そうっております。

その中で先ほどから言いましたように、こっちが日置のリヴァージュ・スパさん、それで

また海来館、椿はなの湯も国道42号線に面しておりまして、高速道路の南進化のこういった影響が出なければいいなど、そういった気持ちでいっぱいでありましてけれども、今の42号線の交通量を見てまいりましたら、半減、最低でも半減以下になっております。そういった交通量が減るといことはお客さんも減ると。入ってもらえるお客さんも減るといような考え方に、そういうふうな形が成り立とうかと思っております。ですからその客さんを何とか下におろして、こういった施設の利用をどういった形で利用増を図っていくかというのも、これから大きな課題ではなかろうかと思っております。

それでは、次に参ります。次に、フィッシャーマンズワープ白浜について、こちらについては何点か質問してまいりたいと思っております。

さきの6月議会の際には、まだ唯一4施設のうちこちらのフィッシャーマンズワープ白浜においてだけ、業務報告書、決算報告書が白浜町に提出されていないと。その理由につきましては、諸事情がございまして、あとまた漁業組合の総会の理事会に諮ってという形で、そういった連絡を受けていると。ですから総会后、すぐにそういった業務報告書も提出されるであろうと、そういうようなことでありましたが、そういったことで組合の総会后、こちらのフィッシャーマンズワープ白浜の決算書は提出されましたか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

6月15日付でいただいております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そうでありますか。その際にも私はさきの6月議会で若干指摘をさせていただきました。日置の海来館さんにおきましては、6月の一般質問中、協定書の中には、年度が終わってから60日以内に業務報告書を提出すること、これは各施設に、それは4施設についての共通事項であります。日置の海来館さん、フィッシャーマンズワープ白浜、大もとの指定管理者は和歌山南漁業協同組合であります。

それではなぜ、日置の海来館さんが同じ和歌山南漁業協同組合の指定管理者のもとであるのに、日置の海来館さんはもう既に60日以内に決算報告書が提出をされておいて、それで片やフィッシャーマンズワープ白浜においては、6月の総会前の理事会に諮ってから提出をしたいと。提出をするから、少しの間待っていただきたいと。それで、今の課長の答弁では、6月15日に提出があったようでありましてけれども、本来でありましたら、臨時の理事会等を開いていただいて、やはり町と指定管理者制度の条例にのっとり業務報告書の提出、業務の年度が終わってから60日以内に提出をすると。やはりこれは守っていただかなければならない事項であろうかなと、そういったことであります。ですから片や同じ海来館さんも大もとは和歌山南漁業協同組合です。和歌山南漁業協同組合が同じであるのに、なぜ日置の海来館さんは出てきて、フィッシャーマンズワープ白浜はそういった形で、6月の総会前の理事会においてというのは、そのときの答弁は少し解せないところがあるわけですがけれども、その点については、今後指摘をしていただきたいと、そういうように思うわけでありまして。

ここでまずこちらについても聞いてみたいと思っております。初年度の収支状況が全員協議会で

すか、全員協議会か議員懇談会等の中で、後で報告書はまた回収をされましたけれども、そのときには目を通すことができましたけれども、それでは昨年度、平成26年度の6月15日に提出されました業務報告書の中の決算報告書、この中での昨年度の収支状況はどんなものでありましたか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご推察はいただいていると思いますが、余り芳しいものではございませんでした。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

先ほどからの3施設につきましては、若干の赤字であると。それでまた、椿はなの湯さんにつきましては若干の黒字であると、そういった言葉の前に若干という言葉がついておりましたけれども、こちらのフィッシャーマンズワープにつきましてはの収支状況は、そういった形容詞も何もございませんけれども、一般に数千万円の赤字と、そういった形の判断でよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

額のほうにつきましてはのご答弁につきましては、控えさせていただきたいと思います。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

わかりました。それで、私が今回6月議会にも、また今回質問しておりますけれども、この施設、日置のリヴァージュ・スパさんも建物的には大きなものがありますけれども、ほかの指定を公募によらない指定管理の案件につきましては、このフィッシャーマンズワープ白浜さん、事業費は総額6億円であります。ですからあのようにかなり立派な施設でありますけれども、上に洋食関係、そしてまた和食関係ですか、そしてまた1階には海産物等、喫茶部門、それでまた体験のそういったアクアング部門ですか、このように合わせても5つの部門があると思うんですけれども、町に収支報告、業務報告書が上がっておるかと思うんですけれども、一体その部門ごとの会計で統一をして、その結果、全体でもってして、例えば今月はこれぐらいの赤字になっているとか、今月はこれぐらいの黒字でとか、金額は言うてもらえませんでしたけれども、それでトータルして、去年はかなりの赤字であったというふうに推測するわけでありまして、少し細かい点になりますけれども、フィッシャーマンにおきましては、一体何部門ごとの会計として報告になってきているのかなど。そのことについてもし話されるのでありましたら、聞いてみたいと思うんですけれども、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

収支報告の中では7つの部門でいただいております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

私が思っていたよりもまた2つ多いかなと思うんですけども、上にたしか洋食、和食、下にありますけれども、下の海産物、喫茶部門、アクアラングと、これだけ言いましたら5つになるんですが、あと2つあるんですけども、これはこのことにつきまして言うことについては、何か差し支えがもしないようでありましたら、言うていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

いただいておりますのはフィッシュマーケット、これが1階です。それから和食レストラン、イタリアン、これが2階でそれぞれ1つずつです。それから海洋体験コーナー、平成26年度は寿司、うどんというのが、これはあくまで報告書の中の話ですので、これはもう今は現時点ではもうなくなってございますので、フィッシュマーケットのほうに統合というふうな格好で、途中から統合されているということでございます。それからその他の部門ということでいただいております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、ざっと聞いただけでありますけれども、全部で7つでありましたけれども、今は1つ、2つがなくなって5つの部門かなという報告を受けました。

それでは、次に参りますけれども、6月議会が終わりまして、一般質問前に気がつけばよかったのでありますけれども、私は6月の一般質問の後、ちょっと疑問に思ったんですけども、この和歌山南漁業協同組合、こちらが大もとになってそれぞれ日置の海来館さん、それでまたフィッシャーマンズワープ白浜と、この2つの施設の指定管理者となつとるわけです。そうしたことになりましたら、あくまで公の施設の指定管理者でありますから、当然、和歌山南漁業協同組合としての決算書にも、当然、この日置の海来館、またフィッシャーマンズワープ白浜の決算内容も、本体の和歌山南漁業協同組合の決算書に私は反映をされていなければおかしいのではないかなと。さきの6月議会の一般質問が終わった後、ふとそのように思ったわけでありますけれども、こちらの和歌山南漁業協同組合の決算書も、当然、担当課のほうにも通知というか報告があるというふうに判断するわけです。こちらの和歌山南漁業協同組合の今年度の決算書にはそういった指定管理者として受けている海来館とフィッシャーマンズワープ白浜の決算書も反映がされていますか。その点は確認できていますか、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

町が確認したところでは、こちらのほうの決算書、いずれも記載されてはございません。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

そうですか。私もある方に総会が終わってから決算書を拝見させていただきましたけれども、反映はされてなかった。しかし反映されてなかったらなかったでいいのかなと、そういうような形かなと思いましたが、県当局にも私は行ってまいりました。それで、話を聞いたわけでありすけれども、当然、県当局としての判断、判断というか「これはしてもらわなければ困る」とはっきりと言われたんですけれども、当然、公の施設の指定管理を受けているのでありますから、運営しているところが、当然、漁協内部のそういった組合員の方であっても、大もとが、受けているのがそういった本部が受けているのでありますから、その決算書も反映をしなければならないということで、当然、県当局からも白浜町にも指示があったと思うんですけれども、そういった指示はありましたか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

正式に指示ということになるかどうかはわかりません。ただ、県のお考えといたしまして、そういったことも望ましいといえますか、当然必要であるというふうなことを総務課のほうを通じまして、私どものほうへ承ってございます。ただこの点につきましては、当然、決算書の中にはまずないというのは、これは一つの課題かと思えます。ただ私どもの押さえとしては、あくまで漁協さんの中の、やはり決算書に載せる載せないというふうな内部の事情等々がいろいろあると思えます。

うちとしては、例えば指定管理をしたお金がどこかへ完全に紛れてしまっていてわからないというふうなことであったらそれは非常に課題かと思うんですが、例えばフィッシャーメンズワープのものでございましたら、私どもが確認した中では、当然、理事会へもそういうふうなものを諮って、こういうふうなことでできているということを確認した上で漁協の組織で出してくださってまいりますので、そういったところにつきましては決算書に記載がされてないから、それがすなわち問題であるということまで言い切っているのかどうかというふうなことは、今、私どもも最終的に、県の考え方もその辺をちょっと聞いてみたいなどと思ってございます。

以上です。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

当然、これは担当課として県の当局の方に確認はされていませんので、そういったことにつきまして、私は聞いてきましたけれども、こうであるからこうやと、そういう形は申しませんが、やはり現実的に私が聞いてまいりましたら、これは当然記載をさせて、和歌山南漁業協同組合の決算書に反映をしなければならないと、はっきりとそういった形で言い切っておりました。ですから、そういったことでありますので、当然、担当課として、やはり県当局のほうにも確認をとっていただいて、もしそうであるのなら、ひょっとしたら、今年度の総会なり決算書のそういった訂正まで指示をされるのか。そしてまた、これについて

は来年度からでいいと言われるのか。その点について県当局のそういった考え方といいますか判断を、やはり担当課として聞いていただいて、それをやはりしかるべく、当然、相手方の漁業協同組合のほうにもその旨を通知して、それを反映しなければならないと、そういうように感じますので、そのことについては、今後、この9月議会が終わってからで結構でありますので、県当局にそういった形の話をしてもらいたいと思います。

それでは、次に参ります。

○議 長

そのことについて再度、農林水産課長から答弁をお願いします。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただ県のほうからもそういったお話もいただいておりますので、正式に組合長にということではございませんが、担当者とのやり取りは既にしてございます。当然、先ほども私が申し上げたところの、指示すべきであるかどうかというところもあるんですが、やはり今後、こういったことで漁協さんには県からのこういった話の趣旨を十分理解した上での運営をしていただけるように話をしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、所長から答弁のありましたように、これは漁協さんのそういった決算報告というか、事業のことの決算の仕方についてまで町当局がどうかと、話をしてどうかと、そういうようなことでありますけれども、やはり一方、公の施設の指定管理を受けているのも事実であります。公の施設の指定管理を受けているのも事実であります。その事実を受けて、その関係のそういった団体の方といいますか、実際運営をされているわけです。ですから、事業の決算書の中までちょっと言うのはどうかなと、そういうような町当局の考え方も若干わからなくはないとは思いますが、そう判断を私もしますけれども、やはりその連鎖として、公の施設の指定管理を受けていると。その事業報告書はやはり受けているところが、実際に町と漁業組合と協定書まで交わしているわけですから、やはりそれについては反映をすべき、事業内容についての決算書については反映をすべきであると、そのような客観的な考え方について、やはり漁協の本部さんにも話をしてもらいたいと、そのように思います。

それでは、先に参ります。それでは次に、さきの6月議会にも補正予算が上程をされておりました。その中にフィッシャーマンズワープ白浜の施設の運営分析の予算も、たしか50万円ほどだったと思いますけれども、そういった予算が計上されておりました。この施設の運営分析、こういった運営分析か詳しい説明を受けてないからわからないのでありますけれども、この運営分析についてはされているのかどうか。それでまた、その結果は、もう町当局といいますか、担当課のほうにはそういった結果は出ているんですか。その点について教えてもらいたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらの調査につきましては、予算議決をいただきました後、6月23日に和歌山市の水

城会計事務所さん、これは商工会さんから何社かご紹介をいただきまして、その中で選択させていただきましたが、それで期間が6月24日から10月末ということで契約をさせていただいてございます。業務の中で8月末までに一応中間報告というふうなことを入れてございまして、その中では中間報告書をいただいております。ただ細かなところまでの分析が現在できておらず、その中で触れられている中では、施設の強みとか課題というふうなことで、現在も強みがあるところです。

それから課題としては、例えばここにいただいている分が、場所としては非常に恵まれたところにある。ただ、反面、道路向きに目立つ看板がない。一見ではどのような施設かわかりにくいとか、施設に隣接するはま広場駐車場の入退場口の案内がわかりにくい。それから道路から駐車場、店舗への動線が整備されていない。店舗ごとの営業時間が異なるため、デイトムにおいては非常にわかりにくい、入りにくい。特に2階へ入りにくい。こういったところがあげられてございます。当然、観光地特有の施設、課題でございますので、季節的なもの、それから食材の仕入れ等々も地元産の食材、それから天然もの、そういったところのこだわりから原価率が高どまりされているの違うかと、こういった点もご指摘をいただいております。

今後は、こういったところに重点を置いて、10月末までに運営調査を完了させるという旨の報告書をいただいております。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

フィッシャーマンズワープ白浜さんについてのそういった施設の運営分析をすると。補正予算まで計上して、こういった運営分析をするということについては、やはり町としても現状のままのフィッシャーマンズワープ白浜のそういった事業形態といいますか事業の実態から考えたときに、これはどうもこのままではうまくいかないのかなと。

それでまた、これだけの巨額な投資、6億円ほどの予算を投入して、それでまた地域振興の一翼も担ってもらわなければならないと、そのような名目で今既に運営がスタートしているわけでありましてけれども、これだけの巨費を投じていろいろな町民の住民感情等もございまして。複雑な住民感情等もございまして。そんな中でやはり失敗するわけにはいかない。しかし現状において、どうもこのままではうまくいかないのではないのかと。しからばどういったことが原因であるのかというような判断で、この運営分析ということを実施することになったのか。

現状においての運営実態、実績について、やはり町としても危惧があったからこういった運営分析までして、将来展望がどうであるのかというような判断の一つにしたかったのかどうか、そういったことについてはどうですか。そういった判断が働いたからでありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この調査の目的といたしましては、やはり非常に地域活性化の役割を担っていただきながら指定管理者も頑張っているんですが、非常に経営的には状態が厳しいというよ

うなところがございます。それで私どももやはり町の役割の1つとしてこの施設を維持していく、これについては、町も責任がございます。そういったことで、フィッシャーマンズワープのこういった運営状況を町として分析して、それから、当然、指定管理者の更新等々もしてまいらなければなりませんので、こうした更新に向けても、私どもはただ報告書が上がってきたこの数字だけで分析するのではなく、やはり専門家に中を見ていただいた上で、そういった指定管理についてどのような方式で今後も維持していけるのかどうか、こういったことを十分調査、分析するためにこのような調査を行っているものでございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今の答弁でも、やはり指定管理者のその下で実際に運営者も頑張っただけではないが、今のところ結果が出てきていないと。しかしこのままではという形で、町としてもやはりその点危惧をしているから運営分析をして、そういった形で手助けできるところは、手助けといたしますかアドバイスですね。アドバイスできるところがあるのかなのか、そんな形での運営分析に至ったと、そんな判断であろうかと思えますけれども。

こちらの施設につきましても、来年度の3月をもって1回目の更新時期に当たるかとは思いますが、この運営分析の結果、最終報告は10月末に出るそうでありまして、その運営分析の結果、今現在のこのような状態では少し経営が上昇といたしますか苦しいと、そういった判断になった場合、私が1つ考えられるのは、そういった経営の手助けにどれぐらいの割合でなるかどうかは別としまして、1つの町としての考え方としましては、今現在の委託料、このフィッシャーマンズワープにつきましてもはたしか年間380万円ぐらいだったと思うんですが、こういった委託料の値上げも視野といたしますか、考慮の中に入ってくるのではないのかなと、そのように思うわけでありまして。そういったことについては、今現在、町としてこういった経営分析の結果が出て、今の状態のままでは少し上向き、上昇といたしますか、そういった形は難しいと。そうした町としてのでこ入れといたしまししょうか、現実的に経済的というのか金銭的な手助けということになりましたら、これはやはり運営委託料の値上げと。はっきりと先ほど昨年度の収支報告の決算が赤字であると。しかしその金額は聞いておりませんので、少しの運営委託の値上げでそれが経営的に助かるのかどうか、はたまた数千万円の赤字であったら、若干の運営委託を値上げしても、これ、表現はどうかとは思いますが、焼け石に水と、そういった形ではなかろうかと、思うんです。

こちら辺の考え方といたしますのは、私が先ほどから言いましたように、町の手助けとして、ひょっとしたら来年の新年度においては、そういった運営委託料の値上げもそうした考慮といたしますか視野に入っているのかどうか、そのことについて、今、もし言えるのでありましたら、聞きたいと思うんですが、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

前回のご質問の中でもお答えしましたように、町として指定管理はその施設の規模とか施設内容について検討した上で行うべきものであります。町の甘い認識の中で、結果的に町に協力をいただいております指定管理者に費用的なご負担をおかけするということは、あつて

はならないというふうに思っております。この運営分析調査につきましては、そういった観点から行っているものでございますので、その結果を分析して、必要であるならば指定管理料を引き上げることもやむを得ないというふうに考えてございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、町長が言いましたように、町の甘さと言いました。私はさきの6月議会でも指摘をさせていただきました。一般公募による場合、これはこういった施設の運営について手を挙げていただいた方と、そういうような形で、日置のリヴァージュ・スパでありましたら、十二、三社、それぞれ専門業者の方が手を挙げていただいて、今現在運営していただいているところに決定をしたわけであります。一般公募の場合は、その会社の規模、そしてさまざまな今までの運営実績等、そしてまた、当然、資金的なそういった裏づけ、こういったこの法人に任せて大丈夫であるか、そういったことが客観的に町として判断できるわけであります。

しかし、公募によらないで指定管理者を決める場合、これは6月議会にも指摘をさせていただきましたが、町としての責任が数段増すと。民間の業者のそういったノウハウを生かしてという部分がありますが、全く同じ業種のそういった事業を展開するのだったらそれも私はある程度わかるのでありますが、同じ業種の業態も含めてまた違った飲食業であるとか、そういった部門にも進出をすると。果たしてその人、現実的に漁業関係者でありますけれども、漁業者の方が、そういった他方漁業以外の飲食業の商売に民間業者としてのノウハウがあるのかどうか。それを判断した上で、今回、昨今のフィッシャーマンズワープの規模が決定したわけでありますけれども、これも決定したのは最終、今、町長が申されましたように、これは町の判断であります。最終にこの規模でいくと、これは町の判断で下して、今現在のああいった施設規模になったわけです。

その施設規模が適切かどうか、そういった部分も今回の施設の運営分析ですか、分析について若干は私は明らかになろうかなと思うのでありますが、その運営分析の結果において、もしこれは運営上ちょっと規模的にどうであると、そういうふうなもし文言があるとしたならば、これはやはり白浜町としての責任が大部分であると、そのように判断するわけであります。公募によらないで指定管理者を決める場合においては、町の判断が一番の最重要な点になろうかと、その判断が間違っていたと、これは証明されるということになるわけです。

そしてその先で、そういった町の責任であるから、今の指定管理者において頑張っていたからやはり町として何とかしなければならない。その中で私が今の質問の中で来年の3月に指定管理の更新が来る。町としても手助けの1つとして指定管理料の委託料の値上げも視野に入れているか。今、町長が、そういった部分も視野に入れているとはっきりとおっしゃいましたけれども、これはやはり大きな住民の間でまたいろいろな論争といいますか、住民感情にもいろいろ呈するかと思います。町としての判断が間違っていた結果、さらにまた公的資金を投入してそうした委託料の値上げをすると。これについての是非は議員個人個人におきましてもいろいろな考え方があろうかと思いますが、もしそのような事態になったとき予算案が出てきたときには、これはやはり議員一人一人が勉強をしていただいて、やはり議員1人の思いを、本議会の場でそういった考え方で、これは通るか通らないかは私にはわかりませんが、大きな議論に発展するのではないのかなと、そのように思います。

それで最後ぐらいになってきますが、それでは次に質問をしてまいります、今、全体の4つの施設のそういった収支状況はどうでありましたかと聞いてまいりました。日置のリヴァージュさんでありましたら若干赤字であります。海来館さんも若干赤字であります。それで椿はなの湯さんにつきましては少しの黒字でありました。フィッシャーマンズワープ白浜におきましては、数千万円といいますか数百万円かわかりませんがかなりの赤字であったと。そのように聞きました。

それでは、今、収支報告、状況を聞いたわけですが、それでは、この施設からそういった報告書が町当局に届いているかと思いますが、この決算報告書の提出を求められた場合、全体といいますか、この施設だけですが、それは別であります、決算報告書の提出を求められた場合、そういった決算報告書等を町は提出をしてもらえるんですか、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これにつきましては、法律上、やはり公ということがございますので、基本的には公開すべきであるというふうな趣旨があると思います。ただ公開することについては、やはり一定の条件というものがあると思います。自治体によっては、これをもう全て条件の中に、収支報告は公開しますよという前提のお約束の中で全て公開していくというふうな自治体もございまして、それをインターネットで見たら、もう全てが載っているというふうな自治体もございまして。

ただ、その部分が当初のお約束の中で十分できていない場合につきましては、やはり相手方の意向というのも大事にすべきであると。1つは相手方が出してほしくないというものについて、これは町が、はいはい、公文書ですからとこれを出していくというのは、当然、相手方との関係を損なうものでありますし、あともう一つは、情報公開条例の中にもそういった相手方との関係、それともう一つは、町は相手がいいと言ってもこれを出すことによって相手方の経営に支障が出る、それからその館に支障が出るということであつたら、それは公開すべきでないということができるといえることがございますので、そういった中で慎重に取り扱うべきだと思っております。

ですから、私どもにもし公開が求められた場合は、相手方の理解、同意を得た上でなければ公開できないなど、私どもの姿勢としては思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、所長から答弁をもらいましたけれども、その考え方は理解するところもあります。しかし現実的に、白浜町の指定管理者のそういった手続に関する、今言いました指定管理者条例、この中にうたわれておつたら私はそうした理屈も成り立つと思うんです。今もざっと目を通しますけれども、白浜町の指定管理者の条例にそういった部分はどうなっていますか、どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

事業報告書につきましては提出というふうなことは、どこか。事業報告書の作成、提出というのは条例の第10条の中にございますが、それを公開するもしくは公開しないというふうな規定はございません。ですから、当然、相手方との調整の中で取り扱うべきだと思います。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これは町の言い分としましたら、これはうたわれて公開をしなくてもよいと、公開してもよいと、双方がうたわれてないからそうした判断が成り立つと。しかし他方我々議員のほうからしましたら、うたわれてなかったら出してもいいのちがうかと、そう思うわけでありませぬ。そのことでも私だけのこういった形では判断では何だったので、このことにつきまして、私は県当局のほうに話を聞いてまいりました。

一般的に、これは県当局の一般的な見解でありますけれども、県当局の考えでは、今、私が言いましたように、こういった白浜町の各市町村のそういった指定管理者についての条例の中で、決算報告書とか事業報告書等の提出の是非をはっきりとうたっていないければ、今現在、白浜町はうたっていないわけです。うたっていない場合は、事業報告書の提出を拒むことは、普通おかしいという考え方が一般的であると。そういう県の考え方を聞いてまいりました。

となりましたら、一般的な上級官庁の県当局の考え方はそうで、しかし我が白浜町で今の所長の考え方を聞きましたら、相手方のことがあるから、書いてないのやから相手方の同意があれば別やけど、同意がない場合は、あれやったら出さなくてもよいと。しかし県当局の一般的な考え方でありましたら、そういった条例の中で提出の是非をうたっていないければ、提出を拒むことがおかしいという考え方が一般的である。ここらの違いです。

このことにつきましては、大変大事なことでありますので、先ほどの例に従って、一度これは県の担当課、町村課であると思っておりますけれども、そこに問い合わせをしていただいて、今、所長の言った論理とか理屈が成り立つのか。今また私が言ったように、これはうたわれてないから提出を求められれば提出をすべきではないのかという、そういった理屈が成り立つのか、一度確認をしてもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません、ちょっと私の理解ができなかったのかもわかりませんが、ご質問の先ほどからのの中では、いただいた文書の公開とか公にするという話だと思うんですが、議員さんが今おっしゃられていたのは、県の見解は、事業報告書を提出することを求められた場合に提出しないのはおかしいというふうな趣旨のご質問をいただいたように思うんですが、提出は、当然、私どもの条例のほうには載ってございますので、仮にこれが載ってなかったとしても、恐らく提出を求められたら提出はいただけると思います。ですからその辺の、私が確認する中身についてもう一遍確認させてください。

○議 長

○1 番

すみません、これは当然1年に1回町当局に提出しなければならない。それ以外に、我々議員が、例えば日置の海来館さんの昨年度の事業報告書といいますか決算報告書が白浜町当局に届いているはずやから、その分についての報告書をいただきたいと、そういったことの資料の提出を拒むことはおかしいという考え方が一般的であると、そういうことです。

それで、これは課長に認識をしていただいたと思うので、そのことについて県当局に一度聞いていただきたい。そしてまた、私はこうも県のほうから言われました。白浜町の場合ですけれども、あくまで地元、その市町村がそういった情報は公開しないとなった場合、先ほど言いましたように、このフィッシャーマンズワーフさんと日置の海来館さんの収支報告書に限っては、大もとの指定管理者は和歌山南漁業協同組合であります。先ほど言いましたように、県当局はこの海来館さんとフィッシャーマンズワーフの決算報告書も、漁業組合の決算書に反映をしてもらわなければならないと。でありますから、もしあかんかったら、県当局に情報公開請求をしてくださいと。県としては出しますと、県当局からここまで私は反対に言われた。もしあかんかったら、県当局に情報公開請求をしてください。県としては出しますと。決算内容が、本当に簡単な場合であるかどうかはわかりません。中味の内容は。

例えば若干と言いましたが、トータルの収入収支で赤字幾らとか、収入収支で黒字が幾らとかそんな簡単なことかもわかりませんが、その結果といいますかそういったことについては、県当局に言うて、フィッシャーマンズワーフさんと海来館さんについては、漁業組合ですからそれに反映してもらわなかったら困ると。だから県当局にそうした請求をしてくださいと、そういったことまで言われている。そのことも話しておきますので、そのことを前提にして、県当局に一度相談をしてほしいと思います。

最後になりますが、この指定管理の施設については、こういった町の多くの多額の予算が支出されている中であります。それで、施設の中では、いろいろな施設の修繕費であるとかそういった部分が出てきております。当然、先ほどから言っておりますように、聞いておりますように、施設は町のものでありますから、そうした中で各協定書の中で、施設の不具合についての負担方法もそういった形で記載をされています。それについては、当然、町の部分でやはり町の建物で施設であるから、町のそういった費用でもってしなければならないと。そういうことについては私も理解はします。

しかし他方、それでは経営状況、経営的なものは一体どうなっているのかと。施設によって費用は違いますけれども、全て公的資金が出ているわけです。それやったらいろいろな不具合については、町の施設であるから町の予算でもってやると、それはよくわかる。しかし他方、今言いましたように、それやったら、それだけお金を入れていくのやから、間違いなく頑張ってくれているやろうと思いますけれども、それやったら経営的なものは一体どうなっているのかと。その経営状況の把握をするというのも、いま先ほどから言っていましたように、それを把握しようと思えば業務報告書というか、年1回出てくる事業報告書のそういった資料をいただきたいというのも当たり前であるかなと思うわけでありませう。

しかし、その中で、当然、我々議場にいる議員は、住民代表として、そういった中で4年間に1回の選挙を経て信任を得てきているわけでありませう。そういった中で、当然、町の資金が出ていっている施設において経営状況はどうなっているのかなと。そしてまた、その状

態を知りたいというか内容はどうなっているのかと。それは把握をするというのは、私は当然であると。そしてまた、議員の務めの一つでもあるのかなと私は思うわけであります。

しかし町としては、相手方さんがあるからどうと、その考えも先ほどから聞いてありますが、私は議員としてはやはり住民代表として、そういった町の施設、そこに公的資金が入っている。しからば経営状況はどうであるかと、それを判断するには、そうした資料を提出いただいて判断をするというのが、普通の考え方であろうかと思うんですけども、こういった私の考え方については、町としてどういうふうに感じられますか。そのことについて聞きたいと思います。

○議 長

溝口議員、1分でございますので、溝口議員から、県当局の考え方、町の考え方、そういう点もでございますので、その辺も含めて再度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほどからご指摘をいただいている部分につきましては、当然、私どもとしましても、言われる言われぬ関係なしに、当然、確認をしなければならない事項だと思っておりますので、それはそれで確認をさせていただきたいと思っております。

それとあと、言うていただいた収支、そういったところをやはり確認したいと。当然、その収支というのは非常に重要なことだと思っておりますし、当然、思われると思っております。ただ、特にフィッシャーマンズワープさんの施設につきましては、これまでもいろいろな議会でのやり取り、それからこれまでの経過等々があつて、こういったものは指定管理者との信頼関係の上において成り立つべきであると思っております。100%信頼関係がないということじゃないんですが、やはり昨年のおあいつた新聞掲載によりましていろいろな相手方の思われていること、そういったことの中で、やはり私も先ほどから申し上げているとおり、相手方の理解があつて初めてこういった数字というのは、経営にかかわる部分でございますので、出せるものでございます。現状のところではやはりそこまで理解を求められないのかなと。

ただ、今回の部分を公開しましてもいいのかどうかというのは、私どもも相手方にまだ聞いてございませんので、ひょっとしたら「構んよ、いいよ」ということを言うかもわかりませんが、それはやはり相手方のご意向を聞いた上で取り扱うべきだと思っておりますので、そういったことをご理解をお願いいたします。

○議 長

時間になりました。

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 55 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

11番、古久保君の一般質問を許可します。11番古久保君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の税滞納者への徴収業務の過程における町民への行政側の対応について質問を許可します。

○11 番

皆さんこんにちは。今、議長の許可を得ました。質問に入る前に、去年もちょっと感想を述べさせてもらったんですけども、これは関係はないんですけども、8月19日に行われました中学生議会。この議会の中で8人の方が町長に質問をされております。この中身に本当にいつも感心しております。我々行政の抱えている問題、それから将来に向けての展望、これは本当に私がこれをまとめて申しわけない。簡単にまとめて、1番の松場さん、白浜旧空港跡地の活用についてという課題で、運動公園的な発想はどうか、宿泊施設とのつながりの中、いろいろなイベントの開催、町民の活動と組み合わせると、こういうことをしてはどうかというふうな意見が書かれております。簡単にまとめて申しわけないんですけども、塩見さんはきれいな白浜を維持していくために。ごみ問題、マナーの向上の啓発というふうな意見も言われています。それから諫山さん、白浜町の観光について。使われていない公共建築物の再利用。廃墟のままでは危険である。それから渡さん、白浜町の防災について。避難訓練の回数をふやす、避難路の整備、防災意識の向上というような課題で質問をされております。それから笠中さん、白浜の魅力ですけども、最大の魅力は海、山、川の自然である。白浜町民は思いやりの気持ちを持った人が多いというような感想を述べておられます。それから野中さん、これからの発電方法についてということで、原子力発電の怖さを知った。地球に優しい発電、太陽光はどうかと。それから水野さん、観光のまち白浜町としての企画についてという課題で、観光地のルート化、いろいろな観光地をルート化してはどうか。感動してくれる白浜町にするため、町に住むみんなで工夫してアピールしたい。それから小林さん、災害に強い白浜町をつくるために。自然災害の発生が心配な白浜町である。広い道路の整備をしてほしい。地域住民と白浜町、互いがそれぞれの立場で減災について考え、取り組んでいくのが大切だと。

というふうな8人の方の質問があり、意見もありました。この意見の中で本当に私が簡単にまとめて申しわけなかったんですけども、大体言いたいことはこんなのかなという感じでちょっと言わせていただきました。

きょうは白浜町から、朝、新聞の折り込みにこんなちらしが入っていました。これについてのアイデアの大募集というような形で書きます。この方々の8人の方々は、即ここに書けるような質問だったと私は思います。行政のほうも、一応中学生議会のこの意見についても取り入れていただいて。白浜町の未来をつくる、未来にかけて育ていく子どもたちに、背負っていただける子どもたちに、何とか答えを出してやっていただきたい。ちょっと前半に少しだけ紹介させていただきました。申しわけございません。

それでは、質問に入らせていただきます。

不なれな質問で、税というところで、私も余り知識のないところで質問をするわけなんですけれども、まず平成25年度の決算の中で、税務課が決算総括されておる文書をちょっと朗読させていただきます。この内容について、関連しますので、これを朗読させていただきます。

徴収業務においては、税収の一層の確保とともに、新たな滞納額を発生させないことを最重点課題と捉えた上で、文書催告、電話催告等の実施や、納税相談などを通じて滞納者の生活状況を考慮しながら納付計画を促すなど、徴収業務に努めました。さらに、納税に対しす

る意思や、納税状況に応じて、滞納者の不動産、預貯金等の財産を的確に調査し、差し押さえ等の滞納処分を行いました。また、町単独では処理が困難な滞納事案は、和歌山地方税回収機構へ徴収業務の移管を行いました。これらの取り組みを行った結果、町税の徴収率は前年より改善することができました。

ということで、以上、税務課の決算総括の文書から朗読させていただきました。その上で、私に今まで税の取り立てというたら言葉はきついですが、税の徴収に町民の方がいろいろと、個人の方も、それから企業の方も、ご相談されております。こんなことは何とかならんかなということで相談をされておりますけれども、その中から、個人的には町民の方の心の痛み、それから悩み、悲しみ、挙句の果てにはそれが行政への怒りとして変わる訴えを、私にされております。

それでは個人の方の相談事ですが、紹介させていただきます。個人については数人の方が私に相談されましたけれども、お一人の方を例にとって報告させていただきます。お一人の方は資料を添えて私に相談され、いろいろな資料を添えておられますので、個人的な情報もあろうかと思っておりますけれども、それも託されております。その中で質問をさせていただきますので、よろしく願います。

お一人の方は、この方は後期高齢者に近い方で、女性の方で、ほとんど親戚関係も身寄りの方もおられない。近所づき合いも、かなり足が不自由ですのでない。そんな中で、国民年金を頼りに細々と生活されております。年金は11万円ほどですね、月にすれば数万円あるかなしか。その中で生活を営んでおるわけですが、その中で食事やとかそれから足もご不自由ですが、それも治す病院に行かない、行けない、そういう生活をしておられます。その方が、通帳に細々と葬式代として年金の中から生活を切り詰めて、「普通預金の残がこれだけや」という形で通帳も提示されて私に見せてくれました。その通帳を見た限り、支払いの方の数字が並んでいるんです。ずっと下まで、残のところまで。その通帳は1,000円単位、100円単位でずっと生活されている。細々とそれをおろして生活している。その中に、目立つ数字が万単位で1カ所ありました。それが行政から差し押さえされた滞納金の徴収です。20万円ほどたまっていたところに、そういう徴収をされた。これだけ細々と生活しておるのにされたという訴えなんです。情けないと、そういう訴えをされております。

その中から資料としていただいたものが差し押さえ調書、こういうものが来るんです。その中に内容証明、滞納明細書、これもついております。それが3万9,605円、ご本人にしたら万単位の金額というのは非常にこたえたわけです。それは固定資産税として平成21年から平成22年までにたまった金額です。それが3万9,605円、延滞金も含めてあったわけです。それが平成22年までです。その金額が、突如その預金から引かれた。当局は預金の通帳も調査できるというふうなことを、先ほど読ませていただきましたけれども、そんな中で調べた中でそういう調査をされた。差し押さえ調書を見る限り、この内訳の中で私がちょっと疑問に思ったのは、平成21年から平成22年までの固定資産税の滞納なんです。その時分にはこのご婦人もそこそこ生活できていたのか、その辺から苦しかったのかということですが、その平成22年まで置かれて、それから平成27年の7月です。これは処理したのが平成27年の6月です。平成22年から27年まで、これはブランクとして空いているんですね。その中で、1回だけ督促料80円というのがあるんです。ということ

は、行政側の作業として、徴収作業として、私は督促状を1回しかこのご本人に差し出して
いないというふうな捉え方をしているんですけども、これについては何度かこの最初に読
みました納税者の生活状況を考慮と、それから納税相談などを通じてというこの文書がある
限り、こういう合意がされたのか、そういうところをちょっと疑問に思いますので、この方
の質問としてこの疑問を町当局側にご答弁いただきたいと思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま古久保議員から税滞納者への徴収業務の過程における町民への行政側の対応につ
いてのご質問かと思えます。個別の案件につきましては、後ほどまた担当課長からも答弁が
あると思えますけれども、まず、これはもう行政サービスを推進する上で当然のことござ
いますけれども、やはり行政サービスを運営する中では多額の財源を必要とします。その中
で、町みずからが確保しなければならない自主財源のうち約7割が町税の収入であります。
この税収が確実に確保されることによりまして、初めて行政サービスが円滑に推進されてま
いりますので、税収確保は行政にとって重要な責務であります。このことは言うまでもござ
いません。

一方、納税者の中には、さまざまな事情により、税の滞納が発生し、それが複数年にわた
って積み重なることで、多額の金額が滞納となっておられる方がおられるのも事実でありま
す。と同時に、そこに至った経過を踏まえた上で、生活状況等を勘案しながら解決に取り組
むことも、また行政の置かれておる立場であり、責務であります。税法の適用に当たりまし
ては、法に基づきまして、課税、徴税を行う「租税法律主義の原則」と税の公平な負担を求
める「公平負担の原則」と、この2つの理念をもとに成り立っております。個別の状況を把
握しつつ、大多数の納期限内納付をしてらっしゃる方がいるということを絶えず念頭に置いて、
徴収職員は徴収業務に努めているところでございます。先ほどご案内いただきました個別
の案件等につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

徴収業務において、町は滞納者の生活状況をどの程度考慮しているのか、そういうふうな
ご質問をいただきました。ご質問の中に住民の方の具体例を挙げたご質問もございましたが、
そのときの状況をこちらが個別、具体的に説明させていただくことは地方税法で禁じられて
いる機密漏えいに抵触すると考えられますので、一般的な説明にさせていただきます。

税の納付期限が過ぎ、滞納が発生した場合には、20日以内に督促状を送付いたします。
その後も納付が見られない場合は、催促状、そして再度納付のお願いをさせていただく場合
もあります。これらの通知により、ご本人からお電話をいただく場合には、ご自身から未納
の理由や、生活状況、収入の状況などをお話しくくださる場合があります。また、お話がな
かった場合には、こちらからお尋ねして現在の状況を確認しております。また、直接お越しに
なった場合についても、同様に面談を行い、生活状況や今後の考え方、納税の意思などを確
認しているところでございます。

先ほどのお話の中では、滞納の期間が空いているのに、督促料が80円の1回しかないのではないかというお話でございましたけれども、今申し上げましたとおり、納期が過ぎれば、納期ごとに20日以内に督促状を発送しなければならないと定められておりますので、必ず発送はさせていただいております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、20日以内という答弁でありましたけれども、実際滞納証明書というのはどなたが発行されるんですか。ここに細かく書いております。固定資産税平成21年2期分、2期という形で、未納金はゼロで延滞金だけ3,000円、それから平成21年の11月に、これも未納金として延滞金だけ1,700円、それから22年固定資産税、これが4期分として未納金が2万525円、それから延滞金が1万4,300円、これに対する督促料ということで80円、ここに明細が載っておるんです。その間、平成22年から平成27年まで、この間税務課としてはどういう作業をされたのか。それとその個人の方にどうい生活状況を把握されたのか。お家へ伺って今どんな生活をされているのか、それも自分の目で確認されて、こういう差し押さえという行為に移ったのか。

私は自宅へ寄せてもらいましたけれども、なかなか生活を見ていたら、こんな話が、こんな行為ができるようには見えません。この5年間のブランクの間に4万円足らずのお金、本当に親身になって相談してあげれば、4万円というお金です。今までだったらもう5年間たっている。3,000円ずつ払っていただいても、一遍に引かなくても、2,000円ずつ引いてあげても、これはもう済みます。それぐらいの金額なんです。それを5年間ブランクがあって、一度に4万円近い金、3万9,000円というお金を徴収するというこの行政側の姿と言うのは、本当に町民の方に目を向けての仕事をしておられるのか、私はその辺疑問に思うんですけれども、その辺の心の内を聞かせてください。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

先ほど督促料が80円しかないということだったので、督促の発送の仕方について述べさせていただきました。今言われるのは、催促書か滞納金明細書と言われたと思うので、そのときの残っている分だと思うんです。ですからもし滞納金があって延滞金もついていて、それをその間に支払われておれば、そこから消えてまいりますので、今、お持ちの時点の残っている督促料が幾らだったというふうに思っております。

先ほどもいろいろな機会にお話をさせていただく機会を持たせていただいているというふうに申し上げましたけれども、その内容については必ずその都度書き加えて、交渉記録として保存しております。その方の生活状況の把握、その後の事務手続を進める上での判断材料の一つとしております。ただ2,000円で払っていただいたら終わっているんじゃないかと。確かにそれはそうかもわかりませんが、じゃあそのときに実際にその話にならなかったのはなぜかと、そういう理由もあるかと思えます。ただ個別の事案について、そのことを申し上げることはできませんので、この記録を見せていただければどういうふうな状況にあったのかと、そういうふうなことはわかると思うんですけれども、理由なく滞納になっ

でそのまま置いておくというのは、我々の仕事というのは納めていただくのが仕事でございますので、経済的な状況とかいろいろな状況、収入がないとか高齢であるとか、頼る方もいない、明らかに徴収が困難である方については、一旦時間を置かせていただいて納税の猶予なども検討させていただいているところです。ただ具体的に内容を知って、お答えできない場合の中で、想定の中でなぜこういうことをしたのかと言われても、我々としてはできる限りのことをやっているとしかお答えようがございません。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

肝心なところ、本人の方にご訪問されたか、現状を把握されたのか、生活状況を把握されたの行為なのかというところを答えさせていただいていませんけれども。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

これもまた一般的なお答えになりますけれども、滞納者宅への訪問というのは行っているかというお尋ね、行われたかというお尋ねだと思うんですけども、全般的な話として、数年前までは個別の訪問をしておりました。しかし現在は行っておりません。これはこれまでの状況から、訪問してもほとんど実際に会える機会が少なく、お会いできた場合でも、結果として徴収の向上がほぼ見込めなかったというこれまでの経過があるためでございます。

そういうことで、県下でも訪問等は減少傾向にございます。これまで町側から連絡するとか、また訪問するとかいう状況が続いたことによって、逆に町から連絡がない、訪問がない場合にはこのままにしておこうとか、そういうふうな意識が広まっていった結果になったのではないかというふうに考えております。税金は自主的に納めていただくのが原則でございますので、そのお気持ちを持っていただいて、ご自身から連絡をいただく、お越しいただくと、その中で積極的なそういうときに個人のお話を聞かせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

一応個別の訪問が最近やめたということです。私は年齢も高いので、昔はこうやったな、本当に滞納された人には訪問してもろうて、「ちょっとたまってきたよ、何とか策がないか」という相談が行政側から訪問されてあったように思います。そういう双方の心の通いがあって、こんな強烈な形で徴収するという、受けるほうは物すごく強烈に感じるんです。税は納めるのが、それは当然です。法律もそうになっています。当たり前です。滞納するのが悪いんです。悪いんですけども、各個にいろいろな事情があって、それは長く滞納されている方もおられます。その辺、ちょっとやっぱり心の触れ合いの中から解決する方法はないものか。このぐらいの金額やったら一遍に引かんでも何とか小分けにして、生活を脅かすような行為はされなくて済むんじゃないかなという思いで、この個人の方については一応これで終わります。

次ですけれども、次の方は商売をされている方です。滞納額も何百万円単位で金額もはっ

ております。この方にも一応託されておりますので、個人情報も含めて資料をいただいております。その中で質問をさせていただくんですけれども、滞納金額はいつから続いているかわかりませんけれども、その中で平成25年の4月に、滞納金において行政の納税相談の結果、金額は言えません。私は知っていますけれども、この場では言えません。総額の3分の1程度を、お互いの相談の中から納金されています。生活の苦しい中からいろいろと金策に走り、応じたわけなんです。その方も一応そこで平成25年の4月に納税相談に応じて、当局側と話をされて、少ないけれども、3分の1しかお支払いできないけれども、金策をして都合してお支払いしていると思うんです。その中で滞納残はまだ残っております。その2カ月後の6月に、これも行政側は有無を言わず、整理回収機構、これに移管手続をされたんです。この2カ月の間に、なぜ整理回収に移管するという行為が、考え方、状況ができたのか。払う意思が、2カ月前に、全額じゃないけれども払う意思があったんです。それが何でこういう行為に移ったかと。

その結果、不動産、それから動産、ということは装飾品やとか掛け軸とか花瓶とか家の中に置いてあるもの、それから商売上であった供託金、そういうものが全て差し押さえられました。その後、1年ほどたって差し押さえられたその後、担保権利者、金融機関、それの知るところとなって、金融機関が競売手続をするようになった。その競売手続をされたらもうおしまいです。全て財産を失ってしまいます。この方の財産は、100歳近いおばあちゃんのお家、息子さんの自宅、ご当人の自宅、お店をやっておりましたので店、それから駐車場として宅地があったところも全て競売にかかりました。全て財産を失いました。突然なんです。私が残念に思うのは、その2カ月の間、4月から6月の間に回収機構へ移管するという行為によって、金融機関が競売にかけると、こういう事態を招かない方法がなかったのか。行政側としてそういうところに心を使われていなかったのか、それが非常に残念なんです。整理回収へ回したらもう行政から手を離れた。もうあと1年間は回収へ任せておいたらいい、どんな取り方をしても回収へ任せておいたらええのやというふうな感じに私はとれるんです。何とも言えない切ない気持ちになる。

これは当局の皆さん方が個人的にそういう行為が行われたときに、もし親がそういう目に遭ったときに、皆さん、どんな気持ちになるか、それを心の内にとめてほしい。そういう行政ができないものか。

法律上、私たちはこの手続は間違っておりません。それは間違っていないのはわかります。法律もいただきました。回収へ回すこの法律も間違いないのはわかります。ですけど、人間は、やっぱり相對して、言葉の中から心と心をつつけ合って、相手の事情を鑑みながら対応していくのが、商売人であろうが行政の仕事であろうが私は一緒だと思うんです。その結果、滞納金が全額回収できていません。それは、回収できないという見込みがあって、それはもう仕方ない、不納欠損で落としたりいいのだという感覚でおられるのか、その辺のところをちょっと具体的にご答弁いただきたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

今、不動産の処分とかいろいろあったということで、その方にとっては大変お気の毒な結果になったというふうには感じております。ただそういうふうな状況をお聞きすると、町内

の中でも数少ない例の方かと思うんです。特別の状況の方ということになっているかと思うんです。その方については、先ほども申し上げましたけれども、滞納の記録というのがございまして、うちのほうでも確認を申し上げました。特定の方でちょっと申し上げることはできませんので、そういうふうな記録も見させてもらっています。今お話ししたら何か2カ月でもう処分に移ったとか情もないとか、そういうふうなお話を伺っていますけれども、ご当人の方がそういうふうな説明をされたのかもわかりませんが、うちとしたら長い経過、今までの約束もあり、それがまた不履行になり、長いこと待たせていただいて、その結果の行為でございまして。

今わからない方、ここで聞かれている方が、そういうふうなことを実際にやったのかというたら、そういうふうな勘違いされる方もおられたら悪いので、そこだけはちょっと訂正させていただいて、我々はそんないきなり不動産を売却するとか回収することをいきなり突然2カ月の間にするとかそういうことはございせん。

全て回収できないのに処分に入ったというふうなお話がございましたけれども、意味がわかりにくいんですけども、処分に入って、結果として幾らか入れていただくことになったというふうな行為はあったと思うんですけども、幾らか入らないからもう処分しないとか、それだけいただいたからその分の滞納分は減っているんですけども、それだけ回収できたのかというと、回収するために少しでもそういう取り組みをやっているわけで、その質問の意味がちょっとわかりにくい点がございましたけれども、我々は少しでもお支払いいただけない中であれば調査させていただいて、その中から納税につながるものを処理させていただくと、そういうことでございまして。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、課長から長い経過というふうなことがあって、それはわかります。だからその長い経過の中で4月に双方で話し合って、滞納金について話し合ったんでしょ。話し合った結果、幾らかのお金を都合して、ご本人は納めたんでしょ。その行為がある中で、全然払う意思がないんじゃない。払う意思があるんです。そしてその方に回収へ回さんと、やはり白浜町として皆町民の方なんです。町民の方に、事情を調べて、行政マンが町民のために働くんでしょ。長いこと滞納したさかいうて憎しみを込めてやっているんじゃないでしょう。その中で滞納して、幾らかのお金をお支払いしたんでしょ。その意思がある中で、2カ月もたたないうちに回収へ回したという行為を聞いているんです。

今までの経過、それは悪い、滞納しているのは悪い。悪かったから4月に呼んで話をしたんでしょ。話をした中で、たくさんたまっていた金額の中から、商売上、経営上苦しい中から何ばかお支払いしたんでしょ。そのお支払いをする気持ちがある町民に対して、私の聞きたいのは、その町民に対して、なぜ2カ月の間に自分らの手から離れて和歌山県地方税回収機構へ回さんなんという行為が、私は信じられんと。その気持ちを今言っているんです。長い経過の話がある。それは悪い、滞納者が悪いです。悪い中での話をしているんです。その辺どうですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

長い経過というのは、例えばお約束の話ですね。いつまでにこれだけをお支払いいただくと。そのときに「何年の何月にお支払いいただけませんか」と、また待たせていただくと。次にまた「お支払いください」と、「約束します」と、待って、「やはりお支払いできません」と。そういうことを繰り返されて、「もう最後ですよ」と言ってまた待たせていただいて、なおかつ「これが最後です」ということで、その最後の最後で回らせていただいたものでございますので、何も、経過がと一言で言われますけれども、長い長いそういう対応をさせていただいた中での結果でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

長い長い間の経過という形で、そしたらその4月の間にどういう話になったかというところは私はわかりませんから、聞きませんけれども、それはそちらが側の言い分もあろうかと思えます。ただ私は第三者的に、一町民として感じるところを言っているのであって、なぜで回収へ回す前に、滞納金を全額回収するという方法を、策を練られなかったのか。

これはまた一企業、商売人としては、売掛金、これはどんな形にしても努力してとります。回収に行きます。それが仕事なんです。仕事をして、いただく報酬なんです。それをきちっと集めなかったら、従業員に給料も払えないんです。行政は、今の感覚からしたらそういうふうに見えないんです。これは私の個人的な気持ちかもしれませんが。滞納しているのやから悪いのやと、いろいろ話をしたけれども言うことを聞かんね。何かその辺に心が感じられないんです。何とかしてこの滞納金を、財政も厳しい中で回収しよう。言えば多額です。個人の4万円のお金じゃないです。この多額の金額を何とかして回収しようという策、言葉は悪いですけども、個人の方をだましまししながら、回収すると、きちっと話をしながら毎月幾らかでも回収するという、その辺のところの仕事ができなかったのか、それがもう何とも私は歯がゆい。行政の仕事というのは何か血の通わんとところがそこにあるんですけども、これは言い過ぎですか、私の思い過ぎですか。その辺聞かせてください。

○議 長

この4月から6月のこの2カ月間において、当人から何らかの発信があったのか、一番最終でという考えで述べておられますけれども、その辺のいきさつも含めてちょっと答弁を願いたいと思います。

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

申しわけないです。その具体的なことについては、先ほど申させてもらいましたように、法律に触れる恐れがありますので、避けさせていただきます。

何も私どもは滞納者が憎いとか、腹が立つとか、そんなことは別に思っておりません。これもある例ですけども、お話を聞く中で、この方は多重債務に陥っているなど、そういうふうなことがわかった中でお話を聞いて、サポートして、弁護士などの専門家の方に引き継いで、過払い金とか債務整理を進めて、その中で納税していただいた方もおられます。また、納税を進めた中でも結局最終的に納めるお金が別のところに回されたと、そういう方もおられますし、いろいろな方もございます。その場その場で、我々の持っている知識で、何か方

策はないかということでご相談には乗らせてもらっているところではございます。何かする方法がなかったとかいうふうなこともおっしゃられましたけれども、そういうふうな、我々は特別神技のようなものを持っているわけじゃございません。いろいろな条件の中でできることをさせていただくと。

まず何よりもご本人が、ご自身の問題と捉えていただくというか、ご商売されていたのだったら、だんだん商売の状況が悪くなっていく状況とか、つい民間の借入金に回さなあかんとか。ということは、税は何よりも優先する債権なんですけれども、そういうことでそっちに回してしまったとかいうことはあるかもわかりませんが、結局そういうことだったら、やっぱり経営上収支が合っていないということにもなってまいります。だから自分で大きくされた商売であるとか、親から引き継いだ商売であるとか、心情的にはいろいろな気持ちもあるかとは思いますが、ご自身が今のまま続けていくのかどうかとか、いろいろなその時々判断というのがあったと思うんです。その時々でまたその方が右か左か選択してこられて、運があるかもわかりませんが、現状になったということで、その至った中で今度は税金の滞納が発生してくるわけなんですけれども、その状況で我々もできること、できないこと、できることであればさせていただくと。もちろん回収機構に移管させていただくこともそれまでに十分説明をさせていただいているところではございます。ただ民間の何か販売があるかどうかというのは、それはまた民間の方の考えもございまして、うちから申しあげることではございませんけれども、もちろん回収機構にも回させてもらう場合もございまして、こちらから直接滞納処分をさせていただく場合、いろいろな場合があります。

一番ご自身で、今後の考え方というのを考えてもらうのが、そこがまず何よりスタートかというふうに考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

課長が言われるのはわかります。わかるんですけれども、私の聞いているのはいわば心の内です。回収へ回すという行為なんです。町民の方々の目線で考えると、回収へ回されるといことは大変なことなんです。何で白浜町だけで、税務課だけでとめて指導してくれなかったのか、相談してくれなかったのかというところを聞いているのであって、その辺のところはちょっと本当に理解できないんです。整理回収へ回されることによって、取引銀行も知られることになり、全て押さえられる。財産の没収にかかる。整理回収へ行ったら本当に見事に不動産はこれは担保として入っているから、整理回収は手をつけられへん。競売にかかった金額の配当しか入ってこない。ですけれども、動産、これを家宅捜査されて没収されるこのみじめさ、結婚記念の指輪、ネックレス、ネクタイピン、カフスボタン、掛け軸、花瓶、こんな細かいのを全部没収していくんです。それが競売にかかって、二束三文の値なんです。

整理回収の仕事というのは、差し押さえて、不動産を全部差し押さえにかかる。それが臍本に乗るんです。動産もそうして没収される。それが金額に変えたらほんの二束三文で通知が来ているはずなんです。10万円にもならん、5万円にもたしかになっていない。そんな回収の仕方、これで実績が上がりましたと。表面上はあなた方は思っているかもしれないけれども、やられた相手、町民は本当に泣いています。そこに怒りを覚えています。あなた方は仕方が

ない、仕事上のことやと言われても、そこで割り切れないものが町民の方はあるんです。

だから整理回収と言われるけれども、これにやられると全てアウトになるんです。自然に取引銀行に知れ渡るんです。あなた方はそれを通達はしてないと言うけれども、これは自然に知れ渡るんです。知れ渡ったら大変なんです。それまで月々工面をして金融機関のほうは支払って、事なしに1カ月1カ月済んでいっても、行政側がやることによって、ああこれは危ないと商売人は判断するんです。そしたら、今持っているものを押さえにかかろうかと。銀行側もそれをやることによって、担保物件、これも今の状態では土地も家も二束三文です。貸している金額を全額回収できるわけでも何でもありません。裁判所がかかわって、その配当を区分するんでしょう。それで配当の通知が行政側にも来るんでしょう。それで滞納金が全部回収できたか。そこで大体区切られてしまう。あとは、回収する方法としたら年金の押さえだけ。2カ月に1回年金が入ってくるのを押さええて、それをあとの滞納残に回す。そういう方法しかないでしょう。

だからそういう、何とも言えないやるせない気持ちには私はなるのだけれども、それが今の課長の答弁の中から何とも感じられないんです。これは今までも、相談された方も一緒に窓口でも話をしたことです。話をしたことですが、やっぱり議会で質問をさせてもらって、今の行政の取り組み方、何とか今後、こういう方が、滞納者が、これは悪質な人は仕方ないです。悪質な人まで心配りをせよとは言っていないんです。2カ月前に払う意思のある方。それであと1カ月に何ぼか都合がつかますかという、そしたら何とかしますと言う、その方についてはそういう行為は何か思いとどまってほしい。もっとシビアに相談に乗ってやってほしいなど。そして、今の生活状況、これをきちっと自分の目で確かめて、行政の目で確かめて、最終的な判断を、書類で出す前に言葉で通達して、このままほっといたらこういう結果になります、全て財産を失いますという言葉があつてこそ、覚悟の上でできるんですけれども、突然回収に回されるとそういうこともできないんです。

これは私は言うばかりで、当局は答弁がかなり難しいところではあるんですけれども、この町民の方々の個人的な方々、細々と暮らしている方々、また商売上で苦しんでいる方々。白浜は確かにこれは多いと思います。上側だけの白浜は観光地じゃないです。かなり苦しい人もたくさんおられると思います。そういう方が、もしそういう機会があれば、もっとシビアに相談に乗ってあげて、最後の手段として判断をする前に、何とか思いやっていただきたいと思うんですけれども、その辺の思い、町長ちょっと一遍お願いします。

○議 長

再々再質問でございますので、最後の答弁をお願いいたします。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今、議員から、個々の案件についてお聞きしましたけれども、私もこの3年4カ月の間、いろいろなケース、そしてまた事情につきましても、担当課からも税務課からも報告を受けておりますし、私自身もそういったケースを幾つか、事例としては承知しております。

その中でやはりケースによると思うんですけれども、今の町の徴収の仕方あるいは納税をお願いするときにも、やはり一定の配慮といいますか、そういった、こちらから一方的にというのではなくて、やはり相談といいますか、今はもう訪問はしてないんですけれども、電話での相談というのはしておりますし、できるだけ事情に合わせた考慮、配慮をしているつ

もりでございます。しかしながらやはり、今ご指摘いただいたようなケースもあるかと思
います。これはもう少しつぶさに精査しないとわからないところもあるんですけども、やは
り税金の部分につきましては、公平公正という観点からもございますので、ただし弱者への、
非常に経済的に困窮されている方もいるということは事実でございます。その方への配慮と
いいますか、そこへも光を当てていくというのが政治でございますので、私としましては、
できる限り一刀両断に切るのではなくて、あるいは有無を言わず徴収するという姿勢じゃ
なくて、やはりその方々の心に入っていきと申しますか、事情を配慮した上で、町としてで
きる限りの対策といえますか方法をとっていきたいと思っております。

有無を言わずということは今はもうないと思うんですけども、回収機構への対象とな
る方につきましては、税額では50万円以上の滞納があるということが基本でございまして、
その中でも一旦移管の予告書を送付させていただいて、そしてまた早期納付が見込める場合
といったものを除いた中から最終的な移管対象者を決めてございます。ですから最終的な判
断は幾つかあるんですけども、そういったことの基準としてあるんですけども、なかなか
電話だけでは難しい面があると思いますので、幾つかの観点からもう少し個々のケースで、
ケースバイケースでこちらからも親身になって相談をさせていただきたいというふうに思っ
てございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。最後に、先ほども言いましたように、とりはぐれ、残った滞納金、
これは会計上はどういう処分をされるのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

会計上の処理ですか。未納金です。調定額、収納額、未納額ということですよ。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

未納金ということは、後々回収できるという形で帳面に載るんですか。処分はしないん
ですか。とれるという感覚でやっているんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

平成26年度で未納になったら次の年の滞納金ということで、その次の年、ことしになれば
その中で納めていただいた分が納付になって、残り分はまた次の年度の滞納ということに
なります。全て徴収いただくという前提で事務をしております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

結果、現状、そういう形で財産を全部失ってしまうんです。全て失って、毎日の生活まで

苦しくなるんです。この財産、たくさんあった財産が。生活も、前半で言いました個人的な年金だけの生活になるんです。あなた方がそういうことをやることによって、そういう生活状況になっているんです。それで回収できるんですか。毎年未納金と計上して、それで回収できるという判断でやっているのか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

未納金になって回収できそうもないから、もういただかないと、そういうふうなことは税の公平性の観点からすぐにはできませんので。ただいろいろな事情で徴収猶予とか不納欠損、そういう制度がございますけれども、ただ単にもう払うものがなくなったからとか、例えば物件がなくなれば、固定資産税とかはかからなくなって課税額は減ったりするとは思いますが、ただ昔あった滞納金が、もう気の毒やからなくなるとかそういうふうなことはありませんので。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

最後に確認だけ。そしたら最後、人生が終わるまでそれがずっと続くということですか。そういう捉え方でよろしいんですね。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

それはその方それぞれで、いろいろな事情が変われば、お支払いいただかない限りは残っていくということです。それが生活が非常に苦しくなって、生活保護とか近い状況になれば、一旦徴収は停止させていただきますけれども、それが何らかの事情で時効が過ぎてしまえば、もう落とさざるを得ませんけれども、それ以外の理由で税というのは簡単に落とすことはできないことに定められていますので、そのままは残っていくことになると思います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今の答弁でちょっとまたつらい言葉をいただいたけれども、最終的には生活保護までという、もうどん底まで落ち込んでしまうということですか。そういう形になれば、その辺の滞納金の残については何とか消えていくという捉え方でいいんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

消えていくということではございません。徴収を猶予するとかとめるとかいう場合の1つの例でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それでは次へ移らせていただきます。

○議 長

では以上で、1番の税滞納者への徴収業務の過程における町民への行政側の対応についての質問は終わりました。

次に2点目の、地価下落に伴う固定資産税評価（宅地）の見直しについての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11番

次ですけれども、もう時間がないので簡単に申し上げるわけなんですけれども、固定資産税について。

町内、ちまたで固定資産税が、地価の評価の割には高いの違うかというふうな町民の方々のご意見があるんです。白浜町は、その地価の見直しをされているのかというところ。路線価についてはやっておられると思いますけれどもその辺のところはどういうふうにされておられるのか。こういう計算でこうなっておりますと、今の白浜町の現状は、評価額は幾らですというようなところを、できたらご説明いただきたいと思います。鑑定価格はこの間見せていただきました。白浜町の現状は、町内の一番高い所、場所は丸公園の近く、これは紀陽銀行の前あたり。これが平成6年時分には47万9,000円していたんです。それが平成27年の7月には8万円に下がっている。こういう地価の下落になっている。この間税務のほうから資料をいただいた結果、私はこう書いているんです。これには間違いございませんか。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 税務課長 高田君

○番外（税務課長）

そういうことでございます。評価のほうで出させてもらってよろしいですか。宅地の評価、これは国のほうで基準が定められている分なんですけれども、固定資産税についてはその基準年度というのがございまして、これは評価がえの年度になるんですけれども、これは平成27年度が基準年度、評価がえの年度になっております。その年度の賦課期日ということで、1月1日現在での価格をもとに評価させていただくわけなんです。通常はあと2年目3年目についてはそのままの評価を使わせていただいているんですけれども、現在のように毎年地価が下落している状況であるときには、2年目3年目についても簡易な評価の見直しということでさせてもらって、しなければならないということで、下がっているときにはですけれども。ということで、現在は毎年毎年そういうふうなことで価格が下がっている状況でございます。土地でいうと税額は、平成17年度以降平成26年までこの10年間で平均毎年約1,800万円ずつ減少を続けているという、そういう状況で、都会では下げどまったというふうな状況もあるかと思うんですけれども、税のほうでもやはり各年で平均1,800万円ぐらい減少しております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

その中で評価がえしておられるということですが、町内の本当の実勢価格、それと鑑定価格と、その辺のずれが出てきているだろうと思うんです。それで固定資産税が高いというちょっとした例なんですけれども、ある場所でこの間そういう売買が、入札があったと聞いております。その場所はかなり広大なところで、一応、宿泊施設の跡なんです。これについて、土地と建物を入れて3億6,000万円ぐらいの値打ちのある場所なんです。それに対して、最低売却価格、入札の最低金額が1,740万円で設定されている。今、3億6,200万円の価値のあるものが、1,740万円という今の白浜町の現状です。これは1,740万円ですから、入札ですので、まだそれは金額は上がるかと思えます。落札される方があればです。ですけれども、あればという話の中に、これを落札しても、登録免許税が674万7,000円、それから取得税が1,349万4,000円、それだけ安く買ってかかる。それからあと、毎年固定資産税、これが520万円かかる。そういう一部の例ですけれども、そういう今の白浜の現況なんです。

将来的な対応として、このいびつな状態、私はいびつだと思えますけれども、この固定資産税の高いところ、またそういう取得税の高いところ、こういう結果が今の白浜町の中にあらわれていないか。町が疲弊している、電気が消えているところに影響していないのか。大手企業の保養所、寮、これが空き家のままでずっと買い手もつかず置かれている。宅地として温泉町の真ん中に空き地として置かれている。この現状はこういうことが影響しているんじゃないかなと、私はちょっと心配をするんですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。間違っているんでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

固定資産税の評価については、国の基準がございまして、土地であれば標準宅地とか状況類似地区とかそういうところで204ポイント定められています。それぞれについて鑑定士による鑑定評価を行って、その7割をめどとするというふうなきまりもございまして。町内に路線価ということで4,280路線ほど路線を引かせてもらっております。そのことをもとに土地については評価をさせていただいているところでございます。

それと家屋についても、考え方は再建築価格方式ということで、これは国の固定資産の評価制度審査会においていろいろな方法の中でどれを選ぶかということで、再建築価格方式ということが選ばれたわけなんですけれども、以前に建ったその建物を今現在再建築したら幾らになるかと、それを景気状況等を勘案して出した金額、それに損耗というか、傷んでくる分を引かせていただいて、現在の家屋の評価額を出すという方式がとられています。これは国のほうで定められている方式でございまして。

ですから、今、景気の動向というお話がありましたけれども、そのことが関係あるかないかは直接申し上げることは私わかりませんが、景気の動向で政策的に税を上げるとか下げるとか、それはもちろん今説明させてもらったように、できるものではございません。定められた基準、方式によって課税しなければならないと、そういうふう定められているものでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございました。一応固定資産税についてはもうこれで終わります。

○議長

それでは、2点目の地価下落に伴う固定資産税評価（宅地）の見直しについての質問は終わりました。

次に、3点目の下水道事業特別会計赤字決算と累積赤字について町の考えを問うという質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

もう累積赤字についてなんですけれども、当局の資料によると、平成6年から平成21年までの毎年の赤字により、平成21年度では累積赤字が4億円を超えております。それがピークとなって、平成22年から平成26年までは徐々に黒字に変わりつつあります。累積赤字も3億円少しというふうな形で減ってきてはいるんですけれども、一般会計よりの繰入金は3億4,000万円、3億5,000万円、そのあたりを毎年、変わりばえのない動きでやっております。

そんな中で、この下水道の特別会計の厳しい財政状況の中で、これがいつまで続くのか。当局として、いつまでこの状態、10年先のめどはついておられるのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

今、議員から下水道事業特別会計の累積赤字についてのご質問をいただきました。下水道会計は議員ご指摘のとおり累積赤字が平成26年度決算におきまして、3億円を超える非常に厳しい経営状況となっております。町としましても、経営健全化に向けまして、接続の促進を図ったり、あるいはさまざまな取り組みを行ってまいりましたけれども、まだまだ経営状況が改善していないということがございます。このことを重く受けとめまして、これからできることを可能な限りやっていきたいというふうに思っております。詳細につきましては担当課長から答弁させます。

○議長

番外 上下水道課長 濱口君

○番外（上下水道課長）

今、議員から厳しい経営状況がいつまで続くのかというご質問でございますが、経営健全化の要である使用料収入は、さらなる接続率の向上により増収に努めていかなければなりません。今後も人口減少等による使用水量の減少が考えられることから、使用料金の改定や未接続の大口施設の接続がない限り、大幅な増収は見込めないと考えております。

特に支出につきましては、昨年度から全体計画の見直しを行い、整備計画面積を293ヘクタールから177ヘクタールに大幅に縮小したことで、将来の建設投資額が削減され、地方債残高についても、今後は減少していくことが考えられます。そして公債費の負担軽減が図られる見込みとなっております。

しかし、累積赤字が3億円を超える中、それらを解消していかなければならず、累積赤字

が解消するまでの間は、一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない厳しい経営状況が続く見通しとなっております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

累積赤字は続くということですがけれども、いつまで続くかというところ、解決方法としたら、使用料収入という答弁もあったんです。そういう中で、前回の6月にも質問をしました。大型宿泊施設、これの質問の後の進捗状況も聞きたいと思っておるんです。その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番外（上下水道課長）

先ほどの追加の回答といいますか、少し町のほうで考えていることがございますので、説明をさせていただきます。

まず、今後の取り組みなんですけれども、現在確かに3億円を超える累積赤字が存在することから、まず早期に累積赤字を解消することが経営の健全化にとっては重要であり、国や県からも早期の赤字解消に向けた取り組みが求められています。平成26年度は1,800万円の赤字を削減しましたが、現状の赤字解消のペースでいきますと、単純に割っても十五、六年、二十年ぐらいはかかるような予想になります。さらに解消には長期間を要することになりますので、早期解消に向けて、一般会計からの繰入金の増額を踏まえた赤字解消計画を、現在庁内で協議しているところでございます。そして、今後、赤字解消計画について議会のほうにご説明をさせていただく機会をいただければと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

大型宿泊施設の下水道につながり込みの進捗状況でございますけれども、過去におきましてもこのご質問をいただいております。公共下水道の接続につきましては、特にホテル、旅館等の接続は、下水道事業会計に大きな影響を及ぼすと同時に、公共の水域の水質保全を図る観点からも、その向上は……。

○議 長

その項目では4番目になっています。

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

でも、今、ご質問をいただいたので。

○議 長

最後の4点に含めて答弁をお願いします。

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

接続の進捗状況でございますけれども、これやはり水質保全を図る観点からも、これは大

きな町の課題でありますので、下水道未接続の施設につきましては、定期的に担当課職員が施設を訪問してございます。私自身も昨年同様、副町長とも推進員として参画して、下水道未接続施設へのつなぎ込み啓発を行ってまいりたいと考えてございます。

あと、具体的な現在の取り組みの状況につきましては、また担当課長から答弁があらうかと思えます。

番外 上下水道課長 濱口君

○番外（上下水道課長）

6月議会以降の下水道施設についての進捗状況を少しご説明させていただきます。

6月議会以降の大型宿泊施設への下水道啓発の取り組みについてですが、担当職員によるつなぎ込み啓発を行っております。訪問先は、宿泊施設は4件、マンションは2件、計6施設でございます。訪問の相手方につきましては、主に施設の支配人とお話をさせていただき、つなぎ込みをしていただけるよう説明をし、また、施設の本社にもお伺いし、つなぎ込みを啓発させていただきたい旨をお伝えしているところではございますが、具体的な回答はいただけていない現状でございます。ただ1件の施設からは、上下水道課に直接訪問をいただいて、「公共下水道につなぎ込みをしたい」「実施に向け、オーナーの理解を得ていきたい」というお話もございました。今後も引き続き、下水道のつなぎ込み啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

ありがとうございます。この大型施設ですけれども、もう10年以上こういう形で白浜の観光を支えている宿泊施設で、営業をされているわけなんです。その中で長いこと経営状況もあらうかと思えますけれども、これについては、協力もいただけていないというふうな現状で、6月も聞きましたけれども、その中で協力をしないまま20年を超している事業です。これもいつまで置いておくのか。また、今、宿泊施設の支配人と接触と言っていますけれども、経営者との接触を、やはり私は白浜町に経営者の顔が見えないと、毎回毎回言うていますけれども、支配人とじゃなしに経営者と接触していただいて、白浜の現状を訴えていただいて、その中で交渉していただく。

気になるのは、下水道については、下水道法というのものもあるわけです。これについて、水質汚濁防止法というふうな法律もある中で、前回質問をしましたある宿泊施設の例を挙げて言いましたけれども、浄化槽がないのに経営しているというような形で聞きましたけれども、これは浄化槽がなくても、下水道供用開始の区域ではいいんです。そのところは、汚水についてはきちっと下水道へつないでおるから、雑排水については何ら法的には違反しない、そういう回答を、ちょっと二、三日前に県のほうへ赴いて、一応確かめてきました。

私は前回、いつまで放っておくのだと、浄化槽もないのに経営できるのかという質問をしましたけれども、これは県のほうで確かめたら、浄化槽がなくてもいいと。そのかわりに、浄化槽がないという、埋めてしまったと、なくなったという変更届は出してもらわないかんですという話も言っておられました。そして下水道へ接続しなくてもいいのか、そんな形で、いつまでたっても、20年たつけれどもつながなくともいいのかという質問。何か法律がないものかということでお聞きしたんです。一応下水道条例の中で、県のほうは第10条のと

ころと、それから第46条のところに、「管理者の命令に違反した者は」というところがあるんですけども、これは該当するのか。法律には抵触しないのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。内容について、ちょっと読みましょうか、ありますか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

それでは、下水道法について、少しご説明させていただきます。下水道法では、第10条第1項に、「公共下水道の供用が開始された場合については、当該公共下水道の排水区域内の土地所有者、使用者または占有者は遅滞なくその土地の公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により、公共下水道管理者の許可を受けた場合、その他政令で定める場合においてはこの限りではない」と定められております。そして同法第38条に定める命令に違反している者は同法第46条第1項の定める罰則がございます。

また、白浜町の下水道条例では、第5条に「排水設備を設置すべき義務者は、当該排水設備に係る排水区域における公共下水道の供用開始の日から速やかに当該排水設備を設置しなければならない」と定めています。ただ、これに違反する罰則規定は定めてはおりません、ということなのです。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今読んでいただいたこの46条の罰則規定、これはできるんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

これは法令が定めてはおられますけれども、ただこれに違反する罰則規定は定めていないということを聞いております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということは、下水道法では罰則に値するというふうな形になっておるけれども、白浜の条例ではなっていないという捉え方でいいですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

罰則規定は定めておりませんということをお願いいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

そしたら、今まで20年間この下水道法がこういう形で管理者の権限が与えられている中で、これがもう全然当人のほうには伝わってない。こういう罰則があります、余り引き延ば

したらこういうものに違反しますというところも伝えていなかったのか、その辺は一応職員の方も異動があつて、引き継ぎもあつたかどうかわかりませんが、この法律は生かされないんですか。それとも白浜の条例で、これは生かされないようになっているんですか。下水道法というものがあつながら、そういう捉え方ですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

未接続施設に対しましては、今までも下水道法及び町条例に基づいて戸別訪問や文書の送付等により、接続の義務や公共下水道の意義について指導を行つてまいりましたが、何回かの指導にもかかわらず、ご協力いただけないケースがあります。それらのケースに対して、下水道法及び町条例により下水道への接続義務を開始しているものの、罰則の適用を行うということは難しいと判断されていたのではないかと考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

実にこういう法律があつながら、一部では法律に基づいて町民の方々にいろいろな苦痛を味わわせている中で、こういう大きな施設に法律があつながらそれすら伝えていなくて、今まで見過ごしてきた。この不公平さというのは何とも言えない、私は今、気持ちを抑えられないんです。これは真鍋町政から続いているんですけれども、歴代の町長、それから職員の方々、今の下水道課に携わつている方々。私は県に行つて、こういう法律があると、これは適用しますという形でお聞きしているんですけれども、白浜町では使っていない。法律があつながら使っていない。この矛盾はどこから来るのかな。ちょっと理解しにくいんです。これをやはりきちつとやはり当方に伝えて、その結果、行政の特別会計の財政状況が苦しいんですと。

大体6月にも言いましたけれども、きちつとつなげていただいて下水道料金をいただければ、1件、1社当たり1企業当たり1、500万円ぐらいの収入があるんです。つないでいないところが7件あるということであれば、かなりの金額が賄えるんです。その辺のところを今まで見過ごすというか認めて、法律があつながら認めているというこの行為によって、町民の全般に迷惑がかかっているというところへは、つながりませんか。町長、その辺。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

過去におきましても、町議会の皆様方のご協力をいただきまして、公共下水道対策特別委員会が設置されたこともございました。その中で、下水道経営健全化に対するいろいろなご協議をいただきまして、街頭啓発等も実施されてこともございます。やはり私は下水道のつなぎ込みに関しましては、下水道法に基づいて取り組むべきものと考えてございます。

しかしながら、現在の状況では、とりわけ大型施設の未接続状態が続いておりますので、公共水域の先ほど申し上げた水質保全、あるいは下水道事業の経営に多大なる影響を与えることから、今後もう一度、罰則の適用というのは容易ではありませんけれども、あるいは法に定めた接続命令というものなかなか今さら出しにくいとは思いますが、やはり他の

自治体の取り組み等を参考にしながら、これは前向きに接続の指導、強化ができないか、研究してまいりたいと思っております。

いろいろな方法があるかと思えますけれども、今までの活動としましては、町としましてやってきたことは、町広報による啓発、あるいは新規の供用開始地区の訪問、あるいは未接続者の全戸を対象とした管理職による個別訪問、地元町内会婦人会役員並びに地元町議会議員との合同での個別訪問、こういったことも視野に入れ、そして接続、普及の促進、あるいは臨時雇用者による未接続者への個別訪問、3年以上経過した未接続者に対しての接続協力の依頼文を送付するとか、こういったことで、まだまだできることもたくさんございます。FMビーチステーションの放送を利用したり、啓発等も行えると思えますので、これでもまだまだなかなか一気に進まないと思えますけれども、やはりそうは言いましても、これはやっていくべき事業かと思えますので、少しでも前向きに前進するように取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

前向きに取り組んでいただくのは答弁としては毎回毎回いただいているんですけども、ですけども、今度、新しく、私もこの下水道法は知らなかったんです。県へ行けば、こういう罰則規定もあります。管理者の権限もあります。管理者いうたら町長です。だからその町長の権限もありますというものがあるんです。だから、それが今までどうして生かされなかったのか。その結果、もう年間1億3,500万円、ざっと概算で計算しても、この方々がきちっと対応していただいていたら、年間1億3,500万円です。これが入っているんです。財政が厳しい厳しいと言っている場合じゃない。このお金が、下手したら債務残高のほうにも回せる。今は27億1,200万円ですか、残っていますけれども、これにも回せるような金額なんです。赤字じゃなしに、赤字経営じゃなしに。町民としての感覚として、それだけ大変な金額が今、行政側に入っていないんです。こんな考え方で私は今おるんですけども、これは間違っていますか。この気持ちは間違っているんですか。それとも合っているか、その辺ちょっと聞かせてください。もう歯がいくて仕方ないんです、私。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

議員さんがおっしゃるとおりであると、私も思っております。

今後、本当に他の市町村、県がありますので、そういった対応をどのようにされてきたのかということも、もう一度私らのほうで勉強をさせていただいて、何とか対応できるような形をとっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

そういう形で質問をさせていただきましたけれども、しつこく私は前回から言っていますけれども、本当に町民に与える影響は大変大きいんです。そう思って私は県のほうにも何か方法はないかという形で相談に行きました。県のほうは親切に対応していただきまして、い

ろいろ知恵もいただきました。雑排水を一般下水路に流している。これについてもやはり申請が要るんです。これについても白良浜の保全に関係してくるんです。これも1年間の間に何回か水質検査をせないかんわけです。そういうふうをお願いして、県のほうにもお願いしたら、早速当方へ検査に行ってくれました。きょうの朝、報告がありました。「行ってきました」と。再三再四、これから気をつけて水質検査のほうもやりますし、対応者のほうも、それについてきちっと言うておりますという形で聞いておりますので、その辺報告しておきます。

それと最後に聞きたい。これは当局が出している重要封書なんです。これは窓口でも聞きましたけれども、差出人のない重要封書というのは今までも何回かあるんですか、これは。これはやっておられるんですか。重要なんです。それがポストに入っているんです。重要であれば、配達証明か何かつけて、本人の手に渡るようにするべきじゃないかと、私は常識的には思うのやけれども、差出人もない。これは役場から出ているやつです、中身。これは中身も入っています。これについて答弁は、どなたかないですか。

○議 長

時間が来ました。

提示につきましては、やはり私のほうへ、事前にそういうものを提示するというルールがございまして、よろしくお願ひします。

以上をもって、古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 30 分 再開 14 時 50 分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は14番、丸本議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思ひます。なお、あすの開会時間は午前9時30分ですので、よろしくお願ひします。

本日議会散会後に、議員懇談会を開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

11番、丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。まず、一点目の丸本君の成年後見制度についての質問を許可します。

14番 丸本君(登壇)

○14 番

14番の丸本安高でございます。今議会は、成年後見制度と、もう一つ人間ドック検査の充実についての2点について通告をしております。

早速でございますが、最初に、成年後見制度についてお伺ひします。

成年後見制度は、高齢化に伴い、認知症などで判断能力が衰えた高齢者、精神障害者、また知的障害者の財産の管理や生活面の保護をする制度が、成年後見制度であり、高齢者や障害者の生活支援に重要な役割を果たしています。法務省民事局が発行しているパンフレットに、成年後見人等の役割について、こう書かれております。「本人の生活、医療、介護、福祉など、本人の身の周りの事柄に目を配りながら、本人を保護、支援します。しかし、成年後見人等の職務は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは一般に成年後見人等の仕事ではありません。また、成年後見人等は、その職務について、家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになり、成年後見の申し立てをする人がいない場合については、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護を図るため、市町村長に法定後見の開始の審判の申し立て権が与えられている」とパンフレットに記述されております。

そこでお尋ねしたいと思います。市長村長に法定後見開始の審判申し立て権が与えられている中、この制度の白浜町の取り組み実績はどうであるのか、ご答弁をお願いします。

○議 長

丸本君に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員から成年後見制度についてのご質問をいただきました。白浜町での取り組み実績はどうかというご質問でございます。白浜町におきましては、年間十数件の財産管理や成年後見制度に関する相談がございます。しかし、ほとんどの場合が、親族からの相談であり、親族申し立てを行うことが可能なケースであります。また、身寄りがなく、市町村長の申し立てを検討する場合においても、戸籍調査等を行う中で、親族の所在が明らかになるケースも多くあります。親族の所在が明らかになった場合は、原則として親族申し立てを行っていただくことが基本となります。町内でどれだけの方が成年後見制度をご利用されているかは公表されておきませんが、親族もしくは本人申し立てが大部分を占めているものと推測しております。なお、首長申し立ての実績は平成24年度に1件ございます。

以上、取り組みの実績を報告させていただきます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今のご答弁の中で、大半が親族本人の申し立てであり、年間について十数件の相談がある。平成24年度に市町村長、いわゆる白浜町長の申し立ては1件あったと。この前いただいた資料で、平成25年度に1件となっておるんですけども、これはどちらが正しいんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

平成24年度に1件でございます。この間の資料もそうだったかと思えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

平成19年10月29日に白浜町成年後見制度利用支援事業実施要綱を立ち上げてから、ことしで9年になります。9年の間に申し立てが1件という数字は、余りに少ないのではないのでしょうか。県内においては、昨年の市町村長の申し立て件数が53件あり、全国では昨年度において総数5,592人の市町村長申し立てがありました。人口比、または白浜町は観光地であり、県外からの転入者が多く、年間一、二名の市町村長申し立て件数があるのが当然のように思いますが、いかがでしょうか。申し立てが少ない現状をどうとられているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

成年後見に係る首長申し立ては、「65歳以上の者、知的障害者、精神障害者について、その福祉を図るために特に必要があると認められるときは、市町村長は後見開始の審判等の請求ができる」と規定されています。申し立ての範囲は4親等以内の親族がいない場合、4親等以内の親族がいても音信不通であったり、申し立拒否をする場合、また虐待等の理由により、親族による申し立てが適当でない場合等になります。しかしながら、基本的には親族申し立てが適切と考えてございます。本人等からの相談で、「自分は天涯孤独だ」等の相談も多く寄せられますが、実際に戸籍の調査等を行うと、兄弟等の親族が存在するケースが多く、親族との調整を行うことで、親族申し立てにつながる場合がほとんどでございます。中には、50年以上交流のなかった子どもさんとの再会につながった場合もあり、親族との関係修復を含めた調整も大切ではないかと考えてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

民生課長に答弁をいただきましたけれども、4親等以内の親族がいない場合、町長が申し立てしておりますけれども、条例を制定して9年の間1件しか、先ほどの説明では1件あったと。これは申し立が少ないのは、4親等以内の親族が全て見つかったと、こういう理由でございませうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これは国からの通達のほうで、2親等までという部分もあるんですけども、実際にこの親族申し立ての成年後見の申し立ての確認をする際に、やはり2親等で一旦探して、それがいない場合は4親等まである程度さかのぼって親族で申し立てをするのを基本的に考えてございますので、そのような形でさせていただいております。

この1件というのが少ないかということですけども、やはりちゃんと追跡して調べていくと、やはり子どもさんとか、お孫さんとか、見つかることが多うございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

4親等以内の全ての見つかった方は、戸籍を調べて見つけた方は、全部後見人が必要な、本人に後見が必要な状態である。それで4親等以内の人は全て後見人になっていただいたんですか。その点どうなんですか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、後見人が必要な部分で、親族と調整がついた場合には、親族による申し立てをしていただいております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に行きます。

白浜町が家庭裁判所へ申し立てをした件数が、先ほどのご答弁で9年間で1件であり、件数が少ないように思うんですけども、件数が少ないのは白浜町は町民のことを把握されているのか疑わしい一面があるんです。身寄りがなく、後見人が必要な高齢者が多数いると思うんですけども、成年後見人が必要な予備軍が放置されておるということは、このようなことはないんですか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

全ての町民の状態を完全に把握できているとは言えないとは思いますが、地域包括支援センターが窓口となり、町民の権利擁護の相談を受ける体制を整えてございます。日置地区には、地域包括支援センターブランチも社会福祉協議会に委託設置しており、また、平成26年10月からは白浜町社会福祉協議会で成年後見支援センターを開設しており、広く町民の相談のしやすい体制を整えています。本人からの相談でなく、近隣住民等からの相談の場合は、本人のプライバシーも配慮して、地域包括支援センターの高齢者の状態把握のための訪問として、本人から状況を聞くなどして、直接窓口に来なくても、住民とのかかわりが持てるように対応しているところでございます。

ただ、全ての町民の状態が把握できているかという点につきましては、今後も検討が必要な部分ではありますが、ご自身の権利をご自身で守れるように、こちらから情報発信等の啓発を継続していくことは必要と思われまます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

全ての住民の、後見人が必要であっても、後見人がついていないと、こういうこともあり得るということやな。把握できていないということ。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

中には、後見人が必要な人でも、自分でようつないでいかん人もあるかと思うんですけども、それは地域の民生委員さんとか周りの人が気づいて、日置であったら「ランチのほうに相談してみよしよ」と。それで白浜であれば「社協のほうに成年後見センターがあるのでつなぎましょうか」という形で対応していただいていると考えてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

身寄りがなく、認知症を発症した場合、介護施設へ入居することになってくるかと思えますけれども、後見人がない場合、施設側と入居者、いわゆる本人の間で契約を交わすことになってくると思います。現状は判断力が低下した高齢者と施設側は、入居契約を結んでいると思いますが、施設への入居の手続は、これは一体どこがやっておるのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

施設入所の際の契約行為につきましては、基本的には本人、家族等と施設の契約になります。認知症の状態、症状にはそれぞれ違いがあり、認知症と診断されたからといって常に判断能力を欠く、イコール後見人の選任が必要だということではございません。その場合には、本人が契約行為を行う場合もあります。認知症の状態にもよりますが、常に判断能力を欠く状態であり、成年後見人等が選任されている場合は、後見人が代理権を行使し、施設と入所契約を結ぶ場合もあります。

また、先ほども説明したとおり、認知症と診断されたとしても、判断能力が残っている場合は、ご本人や家族がいる場合には、家族が契約行為を行うことになります。施設への入所手続等につきましては、介護支援専門員や包括支援センター等も支援することもあります。ただ、契約行為そのものにつきましては、利用者本人と施設との契約になります。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

ちょっと確認をしたいんですけども、身寄りがない認知症を発症した高齢者が、介護の施設へ入居する際の契約は、判断力が低下した高齢者と介護施設側で、これは入居契約を交わしていると、このように理解してよろしいんですか。くどいですがけれども。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

認知症にもいろいろな段階がありまして、判断能力が残っていれば、本人が施設と契約すると。それで判断能力が残っていなくても、完全にもう認知症になっていて、契約行為が難しい場合には、後見人を立てて後見人と施設のほうに契約行為を行うという形になろうかと思えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

判断能力が劣っていて、後見人がついてない場合はどうされたんですか。判断能力が劣っていて、判断能力が乏しいと。そういう方に後見人がついてない場合は、施設入所は誰がやるんですか。現在は誰がやられているんですか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その場合にも、判断能力が全然なくなった場合には、親族の調査もさせていただいて、親族が後見人となっていただくか、親族の申し立てによって後見人を立ててさせていただいて、施設側と契約していただくという形になろうかと思えます。

○議 長
1 4 番 丸本君（登壇）

○1 4 番

成年後見がついていない高齢者が施設入所の場合、主介護者、キーパーソンというそうでもすけれどもキーパーソンがなく、入居できなくなるのではないのでしょうか。判断能力が低下した認知症の高齢者が施設に入所する場合、後見人と施設側の間で契約しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。また、医療機関への入院の手続きを、後見人または身寄りがない場合、誰がやるのが、今現在、誰がやって、今まで一体誰がやってきたのか、この点についてどうですか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

必ずしも主介護者がいなければ施設入所を許可できないわけではないかと思われまます。個々のケースによる部分もあるかと思われまますが、介護保険施設として受け入れてくれる施設もないわけではございません。成年後見人が選任されている場合には、本人の状態、成年後見の種類によるところもありますが、後見人と施設との間で契約行為がなされると思います。

医療機関の入院手続きにつきましては、高齢者本人の置かれている状況にもよるかと思われまますが、施設入所されている場合には、入所施設と病院との間で対応していただける場合もございまます。在宅の場合には、医療機関と契約行為については本人が行う形になりますが、後見人につきましても、緊急連絡先等にはなれても、入院の金銭的な保証や医療同意等は行えないのが現状でございまます。

○議 長
1 4 番 丸本君（登壇）

○1 4 番

公的年金同様に、介護保険を使い、介護サービスを受けるには、これは申請しなければならないと思いまますけれども、認知があり、介護が必要な状態にもかかわらず、申請していない高齢者があると仄聞するところではございまますが、町はこういう状態の、介護が必要なのに申請していないとか、独居老人とかあるいは高齢者世帯でこういう人たちがおられるというのを把握されておるんですか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

40歳以上になりますと、介護保険料を納めていただくことになります。介護保険料を納めていただいている方全員が介護保険の対象となります。ただ、介護保険被保険者の方々全てが介護保険を申請する必要はなく、ご自身で生活を営まれている方につきましては、ご自身の力で生活を営んでいただくことが必要となります。全ての町民の健康状態を把握はできておりませんが、ご相談がありました場合には、必要に応じて地域包括支援センターから訪問し、相談に応じるようにしてございます。認知症があり、申請できない方々につきましては、地域の民生委員や住民の方から相談を受ける形で対応してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

特に高齢者の夫婦世帯とか、独居の世帯があるでしょう、独居老人、こういう世帯で、いわゆる認知症とかを発症して、介護が必要にもかかわらず、介護の申請、要介護幾つとか、その申請をしていない、こういう高齢者が全て把握できていない。全てについては把握できていないということは、おる可能性があるんですね。

こういうのに詳しい人にちょっと聞いたら、30人近く町内におられるのちがうのかという話があるんです。それで町が全て把握できていないのじゃないのかと。デイサービスに行くにも、訪問介護を使うにも、介護の認定を受けて、そしてヘルパーさんに来てもらうとか、そういうことになってくると思うんですけれども、申請できていない、町も把握できていない、こういう高齢者が30人近くおられるのちがうのかという、この点についてどうですか。そういう方がおられるんじゃないですか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

町が全てを把握しているかと言われると、ちょっとというところがありますけれども、やはり民生委員さんの見回りとか、地域の住民の方々が「あそこの家の人ちょっと」というふうな形で役場、地域包括支援センターのほうに連絡をいただいたり、社協のほうに連絡をいただいたりして、対応をしているところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そういう方が果たして全てについて包括あるいは社協さんのほうへ連絡が入ってあるのかということです。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その方全部に、皆さん、町内の人みんなについて入っているかということにつきましては、ちょっと把握できていないところがありますけれども、地域の民生委員さんとか地域の住民の方が、全然離れたところに暮らしていたらあれなんですけれども、一般的に住民として生

活をされていたら、「あそこのおばあちゃん、このごろはちょっと出てこんよ」とかいうような形で、どこかにつないでいただけるのが普通の状態でございますので、その対応でさせていただきます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

仄聞の話は余りなんですけれども、そういう専門の方に聞いた話なんです。

町が果たして全部把握できて、そしてそういう人が介護の申請をしてあるのかというたら、これは非常に疑わしいというんですか、そういう声もあるんですけれども、その辺を十分に把握に努めていただきたいと、このように思います。

先般、役場からいただいた資料の中に、最高裁判所事務総局家庭局の発行した資料があります。この原稿をちょっと後にしたもので、その資料の7ページに申し立ての動機について、1番目は預貯金の管理、解約、それで2番目が介護保険契約、施設入所等のためとなっております。現況では、介護の申請、施設への入居、医療機関への入所等について、町とケアマネさん、施設側が協議、調整し、処理していると思いますが、後見人がつけば、この契約とかも簡素化できると思うんですけれども、その点についてどうですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番外（民生課長）

後見人を立てられている人につきましては、契約行為はスムーズに行くかと思います。全く認知症とかで判断能力がない場合には、家族の方が申し立てられれば、家族の方が申し立てをして後見人をつけていただくと。ただそれが全く無理な場合は、誰も身寄りがないという形の場合は、首長の申し立てにつながると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

今回の成年後見人の質問については、私が身寄りがないというんですか、あっても疎遠になっていると。町長が申し立てをせな、もうどうにもならんというんですか、後見人がつかない場合のことを質問しているので、後見人が簡単につくとか、そういう質問をしておりませんので、ひとつその点を含んでよろしくご答弁をお願いします。

ちょっと飛びますけれども、市町村長申し立てについて、国が推進し、市町村に指導、助言ができると思いますけれども、国からどのような通知がありましたか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番外（民生課長）

国からは、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部に関する一部改正についてということで、この首長申し立てにつきまして、4親等以内ということがかなりハードルが高いということで、2親等以内の市町村申し立てに当たっては、市町村長はあらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。1の結果、2親等以上の親族がい

ない場合であっても、3親等、4親等の親族があつて、審判請求する者の存在が明らかであるときには市町村長申し立ては行われなことが適切であるという形の文書を、平成17年7月にいただいております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

市町村長申し立てについての通知が平成17年7月29日と言うたんですか、国からの通知があり、その後、白浜町で成年後見制度利用事業実施要綱が平成19年10月29日に制定されておりますけれども、平成19年に要綱を制定して、その後、平成24年に1件しか白浜町長の申し立てがされておられません。高齢化が進む中、核家族化が進む中で、市町村長の申し立ての件数、これが少ない。取り組みがおくれておるんじゃないでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

成年後見制度の首長申し立てにつきましては、国から適切に実施するようにと求められてございます。ただ、平成24年に1件と少ないというのは、首長申し立てを選択していないというのではなく、今までのいろいろな調査の結果、首長申し立てに至るまでにできることが多くあります。戸籍調査から親族確認、親族との連絡調整を実施することで、親族申し立てにつながるものが多くあり、現実的に平成24年に1件しか、今のところ首長申し立てに至っていないということでございます。この件につきましても、親族に、親族申し立てにつなげていけるのが一番いい方法であり、役場がかわって首長申し立てをするという方法は、最終手段という形になろうかと思ひます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

申し立ての費用について、伺いたひと思ひます。平成24年度に1件の申し立てをしたと、このような説明がなされましたが、申し立をするのにも費用がかかると思ひます。申し立ての費用、後見人の報酬は町予算に計上されてきたことと思ひますけれども、今年度については、平成24年に申し立てたのだから24年度の予算も計上されておったと思ひますけれども、今年度は一体何人分の予算が計上されているんですか。それでいつから、これは平成19年に要綱を立ち上げておるから、平成19年度の補正予算か何かに予算をつけて、その後ずっと予算を流しておったと思ひますけれども、今年度については何人分の予算を計上されているんですか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

成年後見制度の支援費としまして、28万5,000円計上させていただきます。費用が何人分というのは、ちょっと把握できていませんのですけれども、事例によっていろいろ変わってくるので、費用的なものは全体で28万5,000円を今のところいただひているということです。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今まで平成19年に要綱を制定して、毎年予算というのを計上しておったと思うんですけども、これは全部、平成24年の1件を除いて、予算を流しておったと、こう理解しておいてよろしいんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これで使った部分が平成24年度だったということです。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

平成24年度は予算を1人分消化してあるやろうけれども、平成20年度から当初予算に入れてあると思うんですけども、これは予算を計上して、申し立てをしないので、毎年流しておったんですか。そういう理解をしてよろしいんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

この制度を使わなかった場合には不用額となっております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

要綱制定後9年間、申し立て費用、後見人の報酬の費用は予算に計上されていたことと思いますけれども、平成24年度の1件以外の予算は流れていることと思われまます。せっかく予算を計上しても、ニーズがあると思われまますのに、予算が執行されておらない。4親等以内の身内がある場合、先ほど4親等と言うておりますけれども、4親等以内の身内がある場合、市町村長からの後見人の申し立てというのは、これはできないんですか。したらあかんのか、できないのか、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

4親等以内の親族がある場合には、親族申し立てを基本として考えてございます。それを先ほども申し上げたんですけども、親族がおっても虐待傾向で申し立てが適当でないとか、全く4親等以内の人が皆さん申し立ては拒否という形の場合は、首長申し立てになってございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら4親等以内の身内があった場合でも、申し立てをすることができるということです

ね。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

可能でございます。

○議 長
1 4 番 丸本君（登壇）

○1 4 番

町からいただいた資料で、県内の市町村で昨年53件の市町村長の申し立て、そして全国で5,592件の申し立てがあるんですけども、これらの申し立てで、4親等以内の申し立て、3親等、4親等の申し立てというのはどれだけあるんですか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その詳細な件数については、今のところ把握できてございません。

○議 長
1 4 番 丸本君（登壇）

○1 4 番

高齢夫婦や1人暮らしの人がふえ、頼れる家族がいない高齢者がふえる一方、後見人の仕事が多岐にわたっており、後見人を引き受けてもらえないなど、後見人が不足しているとの指摘もあります。後見人が不足しているなら、自治体の研修を受けた町民をふやす取り組みをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。今後、市民後見人の養成に取り組んでいくのか、町長のご答弁をお願いしたいと思っておりますけれども。

○議 長
番 外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

現状は、弁護士会とか司法書士会、あるいは社会福祉士会等との連携によりまして、専門職での成年後見人の受任調整を行うことになっております。

成年後見制度の仕事が多岐にわたることはもうご存じのとおりでございますけれども、相続等の対応も必要になることから、市民後見人での対応が難しい案件が多いのも事実でございます。市民後見人の養成につきましては、関係機関とも調整しながら、今後の検討課題とさせていただきます。

いずれにしても、今後、やはり我が国も、そして白浜町もそうですけれども、超高齢化社会に突入しておりますので、ますます利用者はふえてくるのではないかとこのように考えてございます。日本全国でもかなり毎年1万人以上のペースで増加をしているというふうにも聞いてございますので、今後、このことにつきましても、町全体としてやはり民生課だけでなくして、各関係機関と連携をしながら協調して、一緒に取り組んでいく必要があるかと思っております。

○議 長
1 4 番 丸本君（登壇）

○14 番

町長、ご存じのとおり、日本はもう超高齢化社会に入ってきておると思うんです。そして家族もやはり核家族化ということで、昔、私の子どものときでしたら親子3代が同居しておったと、そういう家族も私の知る限り少なくなっている。後見人を必要とする高齢者、独居老人、あるいは高齢者の夫婦2人の世帯、こういうのがやはりふえておるように思うんです。

それで後見人の仕事は複雑やと、報酬も2万円ほどと、このように聞いております。後見人が1人で何件も物理的に持つことができない。そういう中において、後見人の育成、養成、一定の研修を受けた上での市民後見人、これをふやすように取り組んでいただきたいと、このように思います。

成年後見人については、以上で終わります。

○議 長

それでは、成年後見制度についての質問が終わりました。

2点目の人間ドックの検査の充実についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に、人間ドックの検査の充実について、お伺いいたします。

最初に、町当局に明らかにしていただきたいのは、白浜町国民健康保険での人間ドックでの検査の現状はどうであるか。国保加入者の中で平成26年度において国保人間ドックの受診者、集団検診、個別検診の人数について、ご答弁をお願いします。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

丸本議員から白浜町国民健康保険での人間ドックの実施状況について、ご質問をいただきました。

白浜町では、病気の早期発見、早期治療につなげるために、国民健康保険の人間ドックはもとより、住民の方々に対しまして各種検診を行っています。詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

平成26年度の人間ドック等の受診者数についてお答えいたします。国保人間ドックの受診者数は588人、集団健診による特定健診受診者数は607人、個別健診による特定健診受診者数は416人となっています。また、国民健康保険以外の住民の方も対象にした検診につきましては、胃がん検診は558人、大腸がん検診は787人、子宮頸がん検診は655人、乳がん検診は486人、前立腺がん検診は295人、肺がん検診は760人、それから肝炎ウイルス検診は112人、歯周疾患検診は50人、このようになってございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

現在、全国民が職業に応じ、どれかの医療保険に入っていると思いますけれども、公務員は公務員共済、自営業と家族は国民健康保険、会社員とその家族は健康保険に入っていると思います。健康保険は健保組合と主に中小企業やその家族が加入する協会健保に分かれていることと思います。人間ドックを受ける場合、白浜町国保では20歳以上の町民が町の助成を受け検査を受けることができますと思います。公務員共済でも被保険者とその妻もドックを受けることができますと思いますが、間違いございませんか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

白浜町の国保では、20歳以上の被保険者は、保険者としての町から助成を受けて人間ドックを受けることができます。この助成は、一般会計の一般財源ではなくて、国保特別会計からの助成になります。議員ご指摘のとおり、公務員共済の被保険者とその被扶養者についても、その保険者である公務員共済から人間ドックの助成がございました。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

間違いないということで、よろしいのやね。

一方、協会健保においては、被保険者については人間ドックを受けることができ、その妻被扶養者には、保険者の財政的な理由だと思いますけれども、ドックの制度が、ドックを受けられないと。ドックの制度がないと思います。隣の田辺市においては、協会健保のように保険者にドックの制度がない場合、40歳以上の市民に国保人間ドックと同額の助成をして、健康ドックの制度を設け、検査が受けられると聞いておりますが、どうでしょうか。実施状況をお聞きしたいのですけれども。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

白浜町における健診の実施状況についてお答えいたします。高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、保険者が、診察、問診及び血圧、血糖脂質、尿検査等の基本的な健診である特定健診を行うとされております。特定健診は、生活習慣病予防やその前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見、改善するために実施しております。

また、健康増進法では、市町村が歯周疾患、骨粗しょう症、がん検診などの実施に努めることとなっております。

これらの法律によりまして、白浜町では、国保、協会健保、公務員共済など、保険の種別に関係なく、年齢によりがん検診などを実施しております。協会健保の被扶養者の健診につきましては、協会健保が費用負担する特定健診と白浜町が費用負担をするがん検診を組み合わせ受診することが可能となっております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

説明いただきましたですけれども、田辺市も、課長がおっしゃられるように、協会健保の

方は国保の人間ドックを受けられない。これは保険者が違うから仕方ない。それでそういう中で、協会健保の妻やこれらの方に、国保の人間ドックと同じメニューというんですか、同じ項目を健診できる。健康ドックという名前がついていますが、検査項目は国保の人間ドックより1項目多いと聞いてある。今、白浜町は、特定健診、協会健保の被扶養者の場合であっても、特定健診を受けられる、それでがん検診を受けられる、こういう説明やな。それはそれでいいんです。しかしそれでしたら、受診するのにも検査に行くのにも、1日できるとは限らない。

田辺市の場合は人間ドックやったら1日で行ける。それで白浜町だけじゃなしに白浜町も特定健診とがん検診とがいけると。これはもう同じ日に受けられるとは限らない。こういう制度が田辺市にもある、この近隣の町村にもこの制度があるわけです。ですから、田辺市にあって白浜町にないのは、要するに人間ドック、いわゆる健康ドックというやつが、この制度がない。課長、今の説明やったら、白浜の協会健保の妻は、特定健診とがん検診、これを受診できると。これは田辺市でもできるんじゃないですか。近隣の町村だったら白浜町と同じ制度があるんじゃないですか、田辺市もそうじゃないですか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

先ほどは白浜町の実施状況について説明させていただきました。

田辺市でお聞きしましたところ、田辺市の場合は、協会健保の被扶養者、奥さんについては、人間ドックの制度がないので、田辺市で健康ドックということで、田辺市の一部助成を受けて健康ドックをやっているというお話を聞いております。これは田辺市の独自の制度であると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に行きます。当白浜町においても、田辺市同様に40歳以上の協会健保の被扶養者の住民に助成をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。受診率の向上、早期発見につながると思います。検討する必要があるのではないのでしょうか。白浜町も実施することを求めたいと思いますけれども、検討するのであれば、検討の結果はいつまでに出るのか、その辺を含めてご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員がおっしゃるように人間ドックや特定健診は、病気の早期発見につながるものであり、受診率を向上させることは重要なことでもあります。しかし、町で費用負担を行っている人間ドックや特定健診につきましては、町が国民健康保険の保険者として国保加入者に対して実施しているものでありまして、これらは国保特別会計からの支出によるものであります。協会健保の被扶養者の人間ドックの費用負担は、保険者である協会健保が負担すべきものであると考えますので、町の一般財源による人間ドックの費用負担については、現在のところ考えておりません。

がん検診等の受診率の向上のためには、より一層の努力と創意工夫が必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町長、特定健診というのは、田辺市の人間ドックやなしに健康ドックにおいても、いわゆる特定健診分については、保険者からいただきよる。健康ドックを受診しても、検査を受けても、特定健診分とそれと別の検査項目、人間ドックの検査項目と2つに分かれます。これは保険者から、協会健保から医療機関へお金を出しておる。費用というても、田辺市の健康増進課というところで聞いたんですけれども、田辺市は人口が6万人ちょっと、7万人やったですか、ここでも予算が230万円とかいう話も聞いておるんです。その特定健診と個別健診とかがん検診を白浜町はやっておるというのだけれども、それやったら行きたくても時間の都合とか1回で1日ではなかなか診られんというのや。それで、これはメニューとして、やはり加えられたらどうかなと私は思うんです。そんなに人口割りで言うたら費用もそんなにかからないと思うんですけれども、再度どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

田辺市の健康ドックと白浜町での協会健保の特定健診とがん検診を組み合わせる健診内容の違いでございますけれども、これは議員ご指摘のことに依りますと、白浜町では、協会健保の特定健診では、心電図、腹部の超音波、視力検査、免疫学的検査、血液学的検査等の項目はございません。しかしながら、心電図検査ですとか眼底検査、血液検査のうち、貧血検査である血液学的検査については、昨年度の血糖、糖質、血圧及び肥満の健診結果、貧血の疑いのある方等から医師の判断によりまして、詳細な検診ということで、協会健保の一部費用負担で受診可能となっております。

ですから、田辺市と白浜町の違いというのは、田辺市の場合は特定健診と組み合わせ、心電図とかそういったいろいろ追加してセットで行っているということでありましてけれども、1日で完結するとかしないとかそういった問題ではなくて、やはり白浜町としては先ほど申し上げたように、協会健保の被扶養者の人間ドックの費用を保険者である協会健保が負担すべきものであるというふうに考えてございますので、町の一般財源で、費用が多い少ないにかかわらず、人間ドックに対する費用負担については現在のところ考えていないというのが現状でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

はっきり言うたら保険者で出せとか見いということやな。意味はようわかりました。

○議 長

以上をもって丸本君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は9月10日木曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は9月10日木曜日午前9時30分に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、15時47分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 9 月 9 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員